

Fujiyoshi
藤吉工業株式会社

浄化槽ハンドブック

～水と人と未来をひらく～

目次	■尿尿浄化槽主要関係法規	
	●尿尿浄化槽主要関係法規	1
	●浄化槽の構造方法に係る各種認定制度	2
	●浄化槽法の概要	2
	●関係法令に基づく届出	3
	●浄化槽の構造方法	4
	●建築基準法施行令第32条・第35条による区分	4
	●浄化槽の構造方法(第12 BOD以外の水質性能)	5
	●建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準	6
	●類似建築用途	8
	●保守点検回数表	9
	●浄化槽に基づく水質に関する検査(第7条、第11条)	9
	●排水規制(濃度規制)と総量規制の関係	10
	●水質総量規制の測定制度概要	10
	●水質汚濁防止法(一律排水基準)	11
	●下水道法	13
	■当社製品概要	
	●当社製品一覧	15
	○小型合併処理浄化槽(FRP製)	
	フジヨシ浄化槽FKZ II型	16
	○中型合併処理浄化槽(FRP製)	
	フジヨシ浄化槽FCD-X型	17
	○中型合併処理浄化槽(FRP製)	
	フジヨシ浄化槽FCZ-12～50型	18
	○大型合併処理浄化槽(FRP製)	
	フジヨシ浄化槽FCD-W型	19
	フジヨシ浄化槽FCD-I型	20
	フジヨシ浄化槽FTZ型	21
	フジヨシ浄化槽FRZ型	22
	フジヨシ浄化槽FKM-B型	23
	フジヨシ浄化槽FKM-NP型	24
	○大型合併処理浄化槽(コンクリート製)	
	AWC型	25
	フジヨシMS型	26
	フジヨシ膜分離活性汚泥法高度処理型	27
	フジヨシ膜分離活性汚泥法BOD型	27
	フジヨシKB型	28
	○コンクリート製型ポンプ槽	28
	●厨房排水除害施設・産業廃水処理施設	29
	●中水再利用施設・医療系排水処理	30
	●環境測定業務	31

●環境測定業務 各種計量証明業務

- 水質分析
 - 公共水域の水質測定
河川、湖沼、海域、地下水
 - 生活環境項目
各種工場及び事業場からの生活系排水有害項目
 - 各種工場及び事業場からの産業系排水
- 大気測定
 - 環境大気測定
浮遊粒子状物質、硫酸化合物 など
 - 排出ガス測定
ばいじん量、SOx、NOx など

- 土壌分析、底質、産業廃棄物分析
 - 土壌汚染調査
土壌、土壌ガス、地下水
 - 廃棄物検査
汚泥、廃液、絶縁油中のPCB
 - 環境調査
河川、湖沼、海域の底質分析
- 悪臭測定
 - 悪臭物質測定
1号規制22物質、2号規制13物質、3号規制4物質
 - 臭気指数測定
三点比較式臭袋法



- その他の業務
 - 生物調査
付着藻類、底生生物、魚類、プランクトン
 - 貯水槽清掃業務
飲料水貯水槽清掃、汚水槽清掃、排水管清掃
 - 建築物空気環境測定
建築物空気環境測定、シックハウス原因物質
 - 作業環境測定
粉じん、有機溶剤、特定化学物質、石綿(アスベスト)

- 騒音・振動測定
 - 道路交通騒音、鉄道騒音、特定建設作業
特定施設を有する工場等
- 飲料水等水質検査
 - 水道水水質検査
水道基準項目、水道水質管理目標設定項目、農業類
クリプトスポリジウム、ジアルジア、嫌気性芽胞菌
 - 建築物衛生法に基づく検査
建築物衛生法定期検査(16項目、11項目、消毒副生成物)
雑用水
 - 県条例、学校環境衛生基準に基づくプール水質検査
 - 公衆浴場における衛生管理要領に基づく検査

【事業登録】

- 計量証明事業登録 愛知県知事登録 第287号(濃度)
- 計量証明事業登録 愛知県知事登録 第347号(音圧レベル)
- 計量証明事業登録 愛知県知事登録 第552号(振動加速度レベル)
- 厚生労働省水質検査機関登録 第148号
- 作業環境測定機関 愛知労働基準局長登録23-24号
- 建築物飲料水水質検査業登録 愛知県56水第18号
- 建築物飲料水貯水槽清掃業登録 愛知県56貯第50号
- 建築物空気環境測定業登録 愛知県63空第2号

【認定】

水道GLP JWWA-GLP066



【認証】

ISO9001 JQA-QM5236
ISO14001 JQA-EM4333

【加盟団体】

- 一般社団法人日本環境測定分析協会
- 一般社団法人愛知県環境測定分析協会
- 一般社団法人全国給水衛生検査協会
- 一般社団法人日本作業環境測定協会
- 公益社団法人全国建築物飲料水管理協会

【主要機器】

- 液体クロマトグラフ タンデム質量分析計(LC/MS/MS)
- 誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP/MS)
- ガスクロマトグラフ質量分析計(GC/MS)
- 原子吸光分光光度計
- 全窒素・全リン自動分析計
- 還元気化水銀測定装置
- 高速液体クロマトグラフ(HPLC)
- イオンクロマトグラフ
- ポストカラム-イオンクロマトグラフ
- 全有機炭素分析計(TOC計)
- その他 多数

◆浄化槽ハンドブックお問合せ先◆

●浄化槽・排水処理全般についてのお問合せ先
藤吉工業株式会社 本社
 〒453-0801 名古屋市中村区太閤四丁目2番8号
 TEL (052) 451-8261 FAX (052) 451-2373
 ホームページ : <http://www.fujiyoshi.co.jp>

●環境計量についてのお問合せ先
藤吉工業株式会社 水処理技術研究所
 〒464-0821 名古屋市中村区末盛通2-13-2
 TEL (052) 763-2548 FAX (052) 762-2595

■尿尿浄化槽主要関係法規

項目	概要	法規	関連規定
申請・届出	<p>確認申請 尿尿浄化槽を設置する場合、確認申請を行う。建築主事、または指定確認検査機関の確認を受ける。</p> <p>設置届 浄化槽を設ける場合、又は構造、規模の変更を行う場合であって、かつ、確認申請を必要としない場合は、都道府県知事(保健所長をおく市では市長)及びこれを経由して特定行政庁に届け出る。</p> <p>特定施設設置届 501人以上の規模に適用される。</p> <p>指定地域特定施設設置届 指定地域にある201人～500人規模に適用される。</p> <p>都市計画上の位置制限 3,000人以下(総合的設計による団地では10,000人以下)の汚物処理場では、この制限を受けない。</p>	<p>建築基準法第6条 建築基準法施行令第9条15</p> <p>浄化槽法第5条</p> <p>水質汚濁防止法第5条 同法規則第3条</p> <p>建築基準法第51条 同法施行令第130条の2</p>	<p>保健所長への通知及び意見。建築基準法第93条</p> <p>浄化槽法第3条2項1</p>
構造	<p>尿尿浄化槽の性能 設置区域及び処理対象人員に対応した性能。 地下浸透処理方式の一次処理装置の性能。 水質汚濁防止法に基づいて定められた排水基準に適合する性能。 浄化槽法に基づく技術上の基準</p> <p>尿尿浄化槽の構造 建築基準法第31条第2項の規定及び建築基準法施行令第35条第1項の規定に基づく構造方法 ※「尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」</p> <p>型式適合認定 浄化槽を評価し、型式適合認定したものは建築確認申請が簡略化できる。</p> <p>型式認定 工場で製造される浄化槽は、国土交通大臣の型式認定を受けなければならない。</p> <p>処理対象人員 建築用途別処理対象人員算定基準</p>	<p>建築基準法施行令第32条第1項</p> <p>第2項 第3項の一 第3項の二</p> <p>昭和55年建設省告示第1292号</p> <p>(最終告示平成18年国土交通省告示第154号)</p> <p>建築基準法第68条10第1項 建築基準法施行令第136条の2の11</p> <p>浄化槽法第13条 浄化槽法第16条(更新認定)</p> <p>昭和44年建設省告示第3184号</p>	<p>水質汚濁防止法 都道府県条例 環境省関係浄化槽法施行規則</p> <p>JISA.3302-2000</p>
施工	<p>施工 浄化槽工事の施工</p>	<p>浄化槽法第6条</p>	
維持管理	<p>維持管理 建築設備の維持保全 浄化槽の保守点検</p> <p>保守点検基準 保守点検の基準</p> <p>技術管理者 501人以上は資格を有する技術管理者を置かなければならない。 定期的な専門家により管理する。</p> <p>委託管理 浄化槽の清掃 清掃の基準</p> <p>検査 設置後の水質検査 定期検査(年1回)</p> <p>排水基準 501人(201人)以上は水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される。 一律排水基準</p> <p>上乗せ基準 総量規制基準</p> <p>改善命令、使用停止命令 保守点検が環境省令で定める基準に適合しないとき 排水基準に適合しないとき</p>	<p>建築基準法第8条 浄化槽法第8条</p> <p>環境省関係浄化槽法施行規則第2条 浄化槽法第10条第2項 環境省関係浄化槽法施行規則第8条 浄化槽法第10条第3項 浄化槽法第9条 環境省関係浄化槽法施行規則第3条</p> <p>浄化槽法第7条 浄化槽法第11条</p> <p>水質汚濁防止法第2条第2項、第3項 水質汚濁防止法施行令第1条、第3条の2 同法第3条第1項</p> <p>同法第3条第3項 同法第4条の5</p> <p>浄化槽法第12条</p>	<p>使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内</p> <p>昭和46年総理府令第35号第1条 都道府県条例 水質汚濁防止法施行規制第1条の4</p>

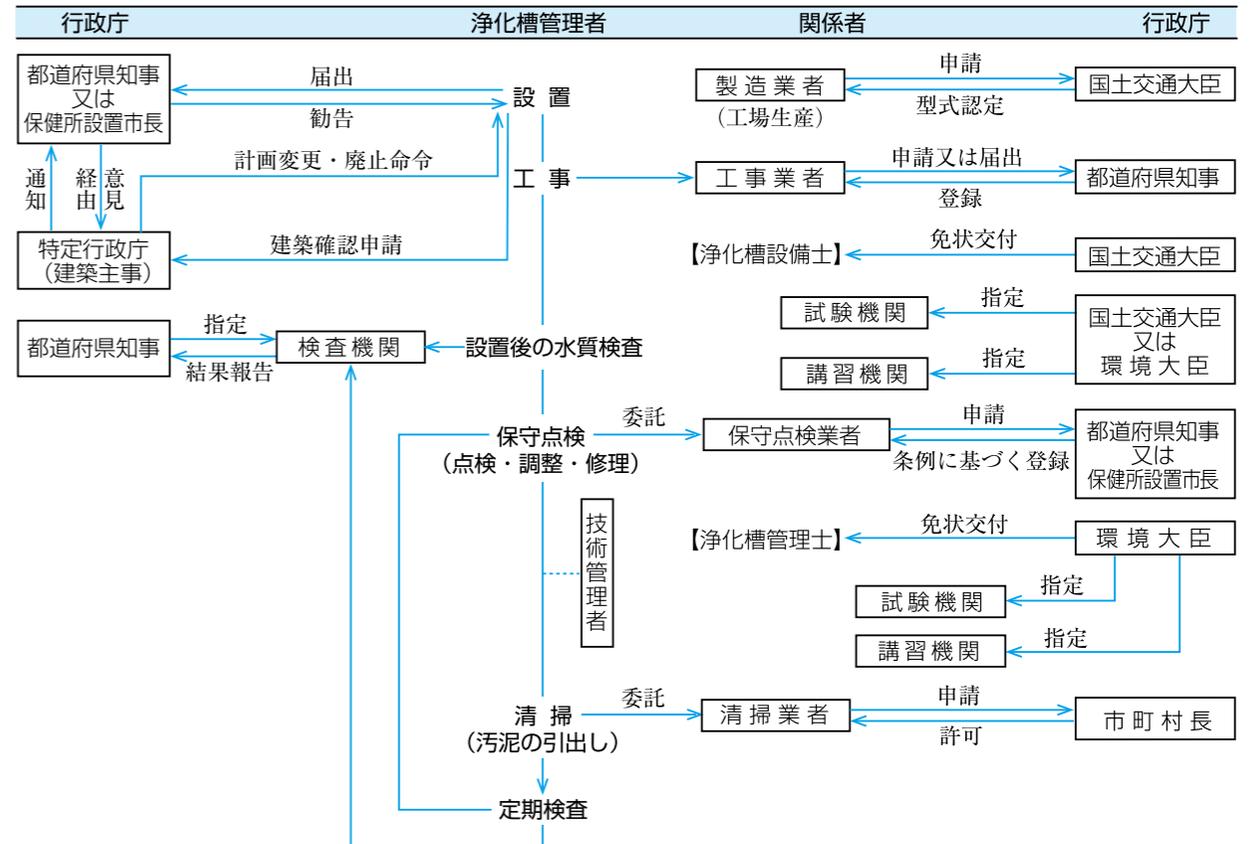
●浄化槽の構造方法に係る各種認定制度

浄化槽に係る各種認定

	1.構造方法等の認定 (告示仕様以外義務)	2.型式認定 (義務)	3.型式適合認定 (任意)
関連法規	建築基準法第68条の25及び同法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項	浄化槽法第13条 浄化槽法第16条(更新認定)	建築基準法第68条の10
申請先	国土交通省住宅局建築指導課	国土交通省各地方整備局など	指定/承認認定機関 →(財)日本建築センター
認定者名	国土交通大臣	国土交通省各地方整備局長など	(財)日本建築センター理事長
対象となる浄化槽の種類	告示(昭和55年建設省告示第1292号)仕様以外の浄化槽	工場生産浄化槽	すべての浄化槽
認定基準	政令で定める汚物処理性能を有すること(指定/承認認定機関による性能評価が必要)	建築基準法で定める一連の規定に適合していること	
更新の有無	無	5年に1回	無

構造方法等の認定は告示第1292号で例示されていない仕様の浄化槽について、性能を確認し大臣が認定を行うもので「こういう方法であればこの性能である」ことを認めるものです。
型式認定と型式適合認定は、ある型式(名称)の浄化槽が、告示又は構造方法等の認定に基づき「この性能をもつ浄化槽として適正な構造・仕様である」ことを認めるもので、建築確認などの手続きの簡素化を目的として設けられています。

●浄化槽法の概要



●関係法令に基づく届出

届出(書式名)	提出先	提出時期	参考事項
1. 浄化槽関係			
(1) 浄化槽の設置届 (2) 構造・規模の変更届	都道府県知事 (保健所を設置する市にあっては市長)を経由し特定行政庁	着工予定日より21日前 (型式認定浄化槽は10日前)	建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、または同法第18条第2項の規定により建築主事に通知すべきときは不要
(3) 使用開始届		使用開始後30日以内	
(4) 廃止届		廃止から30日以内	
2. 公害関係			
(1) 水質汚濁防止法関係			
① 特定施設設置届出書	都道府県知事 (保健所を設置する市にあっては市長)を経由し特定行政庁	着工予定日より60日前	処理対象人員501人以上、指定地域にあっては201人以上
② 特定施設構造等変更届出書		変更前60日前	
③ 氏名変更届出書		変更後30日以内	
④ 特定施設使用廃止届出書		廃止から30日以内	
⑤ 特定施設使用届出書		特定施設となった日より30日以内	
⑥ 承継届出書		承継があった日より30日以内	
⑦ 汚濁負荷量測定手法届出書		使用開始前(自治体によっては使用開始後60日以内)	
(2) 騒音規制法関係			
① 特定施設設置届出書	市町村長	工事開始日より30日前	※1 7.5kW以上の空気圧縮機、送風機等(条例に依って上乘せ有。3.7kW以上等)同一種類で2倍以上の数の増加の場合は変更届出書が必要
② 騒音の防止の方法変更届出書		変更前30日前	
③ 氏名変更届出書(名称、住所、所在地)		変更後30日以内	
④ 特定施設使用全廃届出書		廃止から30日以内	
⑤ 特定施設使用届出書		特定施設となった日より30日以内	
⑥ 承継届出書		承継があった日より30日以内	
(3) 振動規制法関係			
① 特定施設設置届出書	市町村長	工事開始日より30日前	※1に同じ。但し送風機を除く
② 氏名変更届出書(名称、住所、所在地)		変更後30日以内	
③ 特定施設使用全廃届出書		廃止から30日以内	
④ 特定施設使用届出書		特定施設となった日より30日以内	
⑤ 承継届出書		承継があった日より30日以内	

●浄化槽の構造方法 国土交通省(昭和55年建設省告示1292号)の概要

告示区分	処理性能					処理方式	処理対象人員							
	BOD除去率(%)以上	BOD濃度(mg/l)以下	COD濃度(mg/l)以下	T-N濃度(mg/l)以下	T-P濃度(mg/l)以下		5	50	100	200	500	2000	5000以上	
第1	合併	90	20	—	— 20	—	分離接触ばっ気 嫌気濾床接触ばっ気 脱窒濾床接触ばっ気	—	—	—	—	—	—	—
第2	合併	} 告示334号(H17.11.7)によって削除												
第3	合併	} 告示334号(H17.11.7)によって削除												
第4	単独	55	120	—	—	—	腐敗槽	—	—	—	—	—	—	—
第5	単独	SS除去率55%以上	SS濃度250(mg/l)以下	—	—	—	地下浸透	—	—	—	—	—	—	—
第6	合併	90	20	30	—	—	回転板接触ばっ気 接触ばっ気床気 散水ばっ気 長時間ばっ気 標準活性汚泥	—	—	—	—	—	—	—
第7	合併	—	10	15	—	—	接触ばっ気・濾過凝集分離	—	—	—	—	—	—	—
第8	合併	—	10	10	—	—	接触ばっ気・活性炭吸着凝集分離・活性炭吸着	—	—	—	—	—	—	—
第9	合併	—	10	15	20	1	硝化液循環活性汚泥三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—
第10	合併	—	10	15	15	1	硝化液循環活性汚泥三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—
第11	合併	—	10	15	10	1	硝化液循環活性汚泥三次処理脱窒・脱磷	—	—	—	—	—	—	—

☆第9.10.11の硝化液循環活性汚泥方式においては、日平均汚水量が10m³以上の場合に限る
 ※建築基準法関係告示(尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件)の一部改正に伴い、告示区分第2～第3については削除。(平成18年2月1日施行)

●建築基準法施行令第32条・第35条による区分(最終改正 平成29年6月14日)

建築基準法施行令第32条・第35条	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域	処理対象人員(単位:人)	性能		
			BOD除去率(単位:%)	放流水のBOD(単位:mg/l)	
第1項	特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規制で指定する区域	50以下	65以上	90以下	
		51以上 500以下	70以上	60以下	
		501以上	85以上	30以下	
第2項	特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規制で指定する区域	—	55以上	120以下	
		その他の区域	500以下	65以上	90以下
			501以上 2,000以下 2,001以上	70以上 85以上	60以下 30以下
第3項	特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規制で指定する区域	—	◇一次処理装置によるSS除去率(%)55以上 ◇一次処理装置からの流出水のSS(mg/l)250以下 ◇一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有す	放流水のBOD(mg/l)20以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 放流水のCOD(mg/l)10以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 T-N(mg/l)20以下 T-P(mg/l)1以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 T-N(mg/l)15以下 T-P(mg/l)1以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 T-N(mg/l)10以下 T-P(mg/l)1以下 COD、SS、n-Hex、pH、大腸菌群数についての排水基準を満足	
第4項	水質汚濁防止法の規定により、第1項より厳しいBODが定められ又はBOD以外の項目について定められているとき 浄化槽法第四条第一項の規定による技術上の基準により、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水について、第一項第一号の表に掲げるBODに関する基準より厳しい基準が定められ、又はBOD以外の項目についても基準が定められている場合	201以上	放流水のBOD(mg/l)20以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 放流水のCOD(mg/l)10以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 T-N(mg/l)20以下 T-P(mg/l)1以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 T-N(mg/l)15以下 T-P(mg/l)1以下 放流水のBOD(mg/l)10以下 T-N(mg/l)10以下 T-P(mg/l)1以下 COD、SS、n-Hex、pH、大腸菌群数についての排水基準を満足	放流水のBOD20(mg/l)以下但し、みなし浄化槽についてはこの限りではない。	

●排水に含まれる大腸菌群数が、1立方センチメートルにつき3,000個以下とする性能を有するものであること。

●浄化槽の構造方法

第12 BOD以外の水質性能

水質汚濁防止法第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に関して、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、水素イオン濃度(水素指数)又は大腸菌群数についての排水基準が次の表の(い)欄に掲げるように定められている場合においては、当該尿尿浄化槽の構造は、同表(ろ)欄に掲げる構造としたものとする。

		(い)				(ろ)	
生物化学的酸素要求量 (単位mg/ℓ) BOD	化学的酸素要求量 (単位mg/ℓ) COD	浮遊物質量 (単位mg/ℓ) SS	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位mg/ℓ) n-Hex	水素イオン濃度(水素指数) pH	大腸菌群数 (単位個/cm ³)	構造	
60以下	60以下	70以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	第6、第7、第8、第9、第10、第11のいずれかに定める構造	
30以下	45以下	60以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	第6、第7、第8、第9、第10、第11のいずれかに定める構造	
20以下	30以下	50以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	第6、第7、第8、第9、第10、第11のいずれかに定める構造	
10以下	15以下	15以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	第7、第8、第9、第10、第11のいずれかに定める構造	
10以下	10以下	15以下	20以下	5.8以上 8.6以下	3,000以下	第8に定める構造	

●建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)

- 適用範囲**
この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。
- 建築用途別処理対象人員算定基準**
建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の用途により、表が明らかに実状に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。
- 特殊の建築用途の適用**
 - 特殊な建築用途の建築物又は定員未満の建築物については、表に準じて算定する。
 - 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
 - 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
 - 学校その他で、特定の収容される人員だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用される場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		1日の排水時間(h)	算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値		
				算定人員	算定単位		合併処理対象		
							汚水量	BOD	
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10 映画館 12	16 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	n=16c	n:人員(人) C:総便器数(個)※1	10	2,400 (L/個・日)	260 (mg/L)	
		ハ	観覧場・体育館	n=0.065A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	15	10 (L/m ² ・日)	260 (mg/L)	
2	住宅施設関係	イ	住宅	A≤130の場合 n=5 A>130の場合 n=7	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	12	1,000 (L/戸・日) 1,400 (L/戸・日)	200 (mg/L)	
		ロ	共同住宅	n=0.05A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)※2	12	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	
		ハ	下宿・寄宿舎	n=0.07A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	8	14 (L/m ² ・日)	140 (mg/L)	
3	宿泊施設関係	ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	n=P	n:人員(人) P:定員(人)	8 (但し老人ホーム10)	200 (L/人・日)	200 (mg/L)	
		イ	ホテル・旅館	結婚式場・宴会場有 n=0.15A 結婚式場・宴会場無 n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	10	30 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)	
		ロ	モーテル	n=5R	n:人員(人) R:客室数	10	1,000 (L/室・日)	50 (mg/L)	
4	医療施設関係	ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	n=P	n:人員(人) P:定員(人)	8	200 (L/人・日)	200 (mg/L)	
		イ	病院・療養所・伝染病院	業務用の厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300床未満の場合 n=8B 300床以上の場合 n=11.43 (B-300)+2,400	n:人員(人) B:ベッド数(床)	12	B×1,000 (L/床・日) B×1,300 (L/床・日)	320 (mg/L)
				業務用の厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300床未満の場合 n=5B 300床以上の場合 n=7.14 (B-300)+1,500	n:人員(人) B:ベッド数(床)	12	B×1,000 (L/床・日) B×1,300 (L/床・日)	150 (mg/L)
ロ	診療所・医院	n=0.19A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	8	25 (L/m ² ・日)	300 (mg/L)			
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット※3	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	8	15 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	
		ロ	百貨店	n=0.15A		8	30 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	
		ハ	飲食店	一般の場合		n=0.72A	8	130 (L/m ² ・日)	220 (mg/L)
				汚濁負荷の高い場合		n=2.94A	8	260 (L/m ² ・日)	450 (mg/L)
		汚濁負荷の低い場合	n=0.55A	8		110 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)		
ニ	喫茶店	n=0.80A	10	160 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)				
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	8	15 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	
		ロ	パチンコ店	n=0.11A		12	22 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ	n=0.15A		8	30 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)	

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		1日の排水時間(h)	算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値						
				算定人員	算定単位		合併処理対象						
							汚水量	BOD					
6	娯楽施設関係	ニ	ディスコ	n=0.50A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	6	100 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)					
		ホ	ゴルフ練習場	n=0.25S	n:人員(人) S:打席数(席)	10	50 (L/席・日)	150 (mg/L)					
		ヘ	ボーリング場	n=2.50L	n:人員(人) L:レーン数(レーン)	10	500 (L/レーン・日)	150 (mg/L)					
		ト	バッティング場	n=0.20S	n:人員(人) S:打席数(席)	10	40 (L/席・日)	150 (mg/L)					
		チ	テニス場	ナイター設備無	n=2S	n:人員(人)	10	400 (L/面・日)	150 (mg/L)				
		ナイター設備有		n=3S	S:コート面数(面)	10	600 (L/面・日)	150 (mg/L)					
		リ	遊園地・海水浴場	n=16C	n:人員(人) C:総便器数(個)※1	7	2,400 (L/個・日)	260 (mg/L)					
		ヌ	プール・スケート場	n=(20C+120U) ×t÷8	n:人員(人) C:大便器数(個) U:小便器数(個)※4 t:単位便器あたり1日平均使用時間(時間) t=1.0~2.0	10	-	150 (mg/L)					
		ル	キャンプ場	n=0.56P	n:人員(人) P:収容人員(人)	8	70 (L/人・日)	320 (mg/L)					
ヲ	ゴルフ場	n=21H	n:人員(人) H:ホール数(ホール)	10	250 (L/人・日)	130 (mg/L)							
7	駐車関係	イ	サービスエリア	便所	一般部	n=3.60P	n:人員(人) P:駐車ます数(ます) (3×5m相当)	12	480 (L/ます・日)	300 (mg/L)			
					観光部	n=3.83P			510 (L/ます・日)				
					売店なしPA	n=2.55P			340 (L/ます・日)				
					売店	一般部			n=2.66P		12	180 (L/ます・日)	590 (mg/L)
						観光部			n=2.81P			190 (L/ます・日)	
						駐車場・自動車庫			n=(20C+120U) ×t÷8			n:人員(人) C:大便器数(個) U:小便器数(個)※4 t:単位便器あたり1日平均使用時間(時間) t=0.4~2.0	
ハ	ガソリンスタンド	n=20	n:人員(人) 1営業所当たり	8	-	-							
8	学校施設関係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校	n=0.20P	n:人員(人) P:定員(人)	8	50 (L/人・日)	180 (mg/L)					
		ロ	高等学校・大学・各種学校	n=0.25P	n:人員(人) P:定員(人)	8	60 (L/人・日)	180 (mg/L)					
		ハ	図書館	n=0.08A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	5	16 (L/m ² ・日)	150 (mg/L)					
9	事務所関係	イ	事務所	厨房設備有	n=0.075A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	8	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)				
				厨房設備無	n=0.06A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	8	10 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)				
10	作業場関係	イ	工場・作業所・研究所・試験場	厨房設備有	n=0.75P	n:人員(人) P:定員(人)	8	100 (L/人・日)	300 (mg/L)				
				厨房設備無	n=0.30P	n:人員(人) P:定員(人)	8	60 (L/人・日)	150 (mg/L)				
				交代有			12~14						
11	1~10の用途に属さない施設	イ	市場	n=0.02A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	10	42 (L/m ² ・日)	200 (mg/L)					
		ロ	公衆浴場	n=0.17A	n:人員(人) A:延べ面積(m ²)	12	33 (L/m ² ・日)	50 (mg/L)					
		ハ	公衆便所	n=16C	n:人員(人) C:総便器数(個)※1	-	-	-					
		ニ	駅・バスターミナル	P<10万人 10万人≤P<20万人 20万人≤P	n=0.008P n=0.010P n=0.013P	n:人員(人) P:乗降客数(人/日)	始発~最終	-	-				

注記

- 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数
- ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人(1戸が1居室だけで構成されている場合に限る)とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。ここでいう居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

【共同住宅の算定】

K:全体の戸数、K1:1居室だけで構成されている戸数、A:延べ面積として次に掲げるN1~N3を計算する。

$$N1=2 \times K1 + 3.5 \times (K - K1) \quad N2=0.05 \times A \quad N3=6 \times K$$

この時、算定人員nは::

$$N1 < N2 \text{ かつ } N2 < N3 \text{ の場合は、 } n = N2$$

$$N1 > N2 \text{ の場合は、 } n = N1$$

$$N3 < N2 \text{ の場合は、 } n = N3$$

共同住宅の1戸が1居室だけで構成されている場合でも、1戸の床面積が40m²を超える場合は、3.5人/戸として算定するなど配慮が必要である。

- コンビニエンスストアで、おでん・揚げ物・シェーク等、一般に汚濁負荷の高いファーストフードを提供する場合は、[ロ]のn=0.15Aを適用するなどの配慮が必要である。

- 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね1/2を小便器とみなす。

●類似建築用途(浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015年版より抜粋)

類似用途別No.	建築用途(代表)	建築用途の類似例
1	イ 集会場	公民館、自治会館、地区集会場、葬祭場、斎場、神社、寺院、教会、宗教関係の集会場
	ハ 体育館・観覧場	野球場、陸上競技場、サッカー場、室内トレーニング場、道場、武道場、屋内ゲートボールセンター、アスレチッククラブ、フィットネスクラブ、エアロビクスダンス場、ジャズダンス場、ヘルスクラブ ※
2	イ 住宅	2世帯住宅(10人槽とする)、長屋(各戸別に浄化槽を設置する場合)
	ロ 共同住宅	リゾートマンション、サービス付き高齢者向け住宅(建築基準法の用途区分を「共同住宅」とする場合)、長屋(長屋を構成する各戸が、共同で集中浄化槽を設置する場合)
	ハ 下宿・寄宿舍	社員寮、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅(建築基準法の用途区分を「寄宿舍」とする場合)
3	ニ 老人ホーム・学校寄宿舎	老人ホームのデイサービス(昼間預かり)、特養老人ホーム、老人保健施設、宿泊のある授産施設、刑務所、サービス付き高齢者向け住宅(建築基準法の用途区分を「老人ホーム」とする場合)
	イ ホテル・旅館	山小屋・山荘・民宿・保養所(宴会場無として)、結婚式場、宴会場が主たる用途の建築物
4	ロ モーター	個室付き浴場、ラブホテル
	ハ 簡易宿泊所	宿泊を伴う研修所、カプセルホテル、精神病院(長期療養)
4	ロ 診療所	針灸院、整骨院、マッサージ所、犬猫病院・動物病院(動物の糞尿は別途処理)
5	イ 店舗・マーケット	理容院、美容院、コインランドリー、自販機により飲食させる店舗、ファーストフードの客席部分、持ち帰り専用弁当店、持ち帰り専用寿司店の販売部分、ペットショップ、ホームセンター、クリーニング店、おでん等負荷の高いファーストフードを提供しないコンビニエンスストア
	ロ 百貨店	おでん等負荷の高いファーストフードを提供するコンビニエンスストア
6	イ 飲食店	<一般の場合> 仕出屋・弁当屋(工程排水量50m ³ /日未満)、お好み焼き店、ラーメン専門店、レストラン、バー、キャバレー、スナック、ビアホール、ビアガーデン、ファーストフードの厨房、手作り和洋菓子店の厨房、カラオケルーム(飲食提供有り)、ファミリーレストラン・郊外レストラン、ドライブイン <汚濁負荷の高い場合> 中華料理専門店、焼肉店、洋食系料理専門店、弁当専門店の油物等が多い場合の厨房部分、料理の種類が未定の店舗、ラーメン専門店(メニュー内容の油物が多い場合) <汚濁負荷の低い場合> そば店、うどん店、貸席、料亭、和食専門店、持ち帰り専用寿司店の厨房部分
	ロ パチンコ店	ゲームセンター
7	ハ 囲碁・麻雀	カラオケボックス、カラオケハウス、カラオケルーム(飲食提供なし)
	ニ ディスコ	ダンスホール
	ホ ゴルフ練習場	バターゴルフ場
	チ テニス場	屋外ゲートボール場
	ヲ ゴルフ場	観光農園 ミニゴルフ場
8	イ 保育園・小中学校	花・茶・ピアノ等教室、カルチャーセンター、塾、託児所、盲学校、ろう学校、養護学校、特別支援学校、学童保育所
	ロ 高等学校	自動車教習所、高等専門学校、予備校
	ハ 図書館	美術館、博物館、展示場
9	イ 事務所	銀行、庁舎、証券会社、郵便局、派出所、宿泊を伴わない研修所
10	イ 工場	倉庫、アトリエ、卸売り店舗、宿泊の無い授産施設、郵便局の作業部分
11	ロ 公衆浴場	サウナバス、健康ランド浴場、レジャー浴場(適切な流量調整槽などの配慮必要)
	ハ 公衆便所	ハウジングセンター内便所、公園便所

※施設内に別途シャワーがある場合には、シャワー1個1日当たり200~300Lの水量を別途加算する等の配慮が必要

●保守点検回数表

(最終改正 平成29年11月8日公布(平成29年環境省令第26号)改正 環境省関係浄化槽法施行規則第6条)

単独処理浄化槽			合併処理浄化槽		
処理方式	浄化槽の種類	期間	処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月		2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月			1週
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月	回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月		2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(1に揚げるものを除く。)	2週
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月			
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		6月		3 1及び2に揚げる浄化槽以外の浄化槽	3月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし(尿)尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に定めるところによるものとする。 この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。 性能評価制度にて大臣認定を取得した浄化槽の保守点検期間は認定取得内容に従う。					

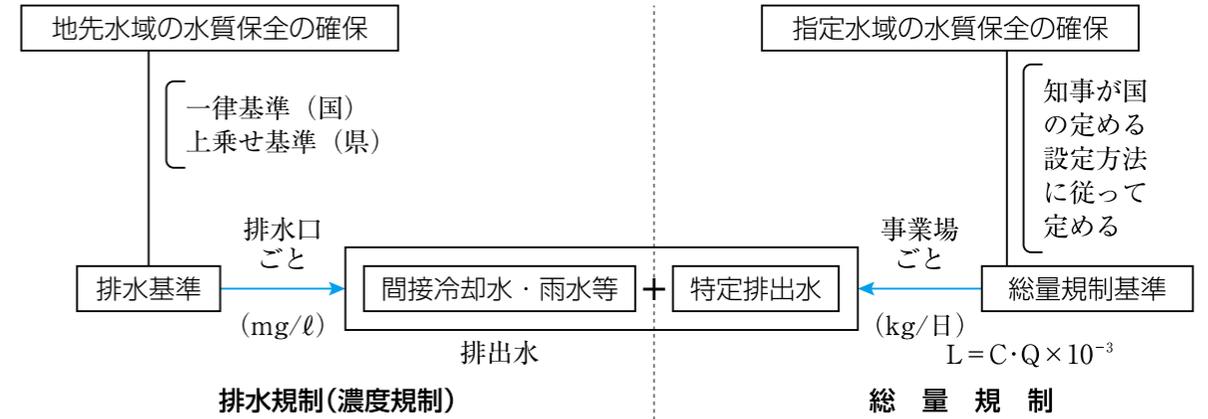
・清掃回数の特例 全ばっ気方式の浄化槽にあつては通常の使用状態において6ヶ月ごとに一回以上とする。

●浄化槽法に基づく水質に関する検査(第7条、第11条)

項目	第7条検査	第11条検査	器具及び検査方法等
(1)外観検査			
浄化槽の設置状況	○	○	
設備の稼働状況	○	○	
水の流れ方の状況	○	○	
悪臭の発生	○	○	
使用の状況	○	○	
消毒の実施状況	○	○	
蚊、蠅等の発生	○	○	
(2)水質検査			
水素イオン濃度	○	○	比色法又はガラス電極法
汚泥沈殿率	○	○	容量1ℓ、内径6.5cmのメスシリンダーを使用
溶存酸素量	○	○	溶存酸素計
生物化学的酸素要求量	○	○	JIS K 0102-21
透視度	○	○	JIS K 0102-9
塩素イオン濃度	○	○	硝酸銀滴定法 又は イオン電極法JIS K 0102-35.2
残留塩素濃度	○	○	DPD法
(3)書類検査	○	○	

注) ①第7条検査は、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に行う。
②第11条検査は毎年1回行う。(第7条検査を受けた翌年以降)
③検査は都道府県知事が指定する指定検査機関で行う。

●排水規制(濃度規制)と総量規制の関係



●水質総量規制の測定制度概要

計測方法・回数	適用条件 〔事業場の排水規模等〕	指定地域内事業場の日平均排水量 400m ³ 以上	指定地域内事業場の日平均排水量 400m ³ 未満	用水の量と特定排水水の量との関係が明らか		その他 〔差し引き方式〕
				指定地域内事業場の日平均排水量 400m ³ 以上	指定地域内事業場の日平均排水量 400m ³ 未満	
COD・TIN・TIP濃度(mg/l)	(1)水質自動計測器	○	○	-	-	○
	(2)コンポジットサンプラーおよび指定計測法(JIS)	(1)によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合適用が可能	○	-	-	(1)によることが技術的に適当でない場合その他(1)によりがたいと認められる場合適用が可能
	(3)指定計測法…1日3回以上試料採取…	都道府県知事が定める場合適用が可能	○	-	-	都道府県知事が定める場合適用が可能
	(4)簡易な水質計測器…1日3回以上試料採取…換算式	同上	○	-	-	同上
排水量(m ³ /日)	(1)流量計・流速計 (2)積算体積計	○	○	○	○	○
	(3)簡易な計測方法…JIS K0102の4等…	都道府県知事が定める場合適用が可能	○	-	○	都道府県知事が定める場合適用が可能
測定回数		毎日	200以上～400m ³ /日未満 ・1日/7日 100以上～200m ³ /日未満 ・1日/14日 50以上～100m ³ /日未満 ・1日/30日			都道府県知事が定める場合、回数の削減が可能

●水質汚濁防止法（一律排水基準）

有害物質（別紙第1〈第1条関係〉）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ
シアン化合物	1mg/ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/ℓ 海域 230mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/ℓ 海域 15mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ

(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考 1.「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に属する排水水については、当分の間、適用しない。

生活環境項目（別表第2〈第1条関係〉）

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/ℓ（日間平均 120mg/ℓ）
化学的酸素要求量(COD)	160mg/ℓ（日間平均 120mg/ℓ）
浮遊物質(SS)	200mg/ℓ（日間平均 150mg/ℓ）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ
銅含有量	3mg/ℓ
亜鉛含有量	2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ
クロム含有量	2mg/ℓ
大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量	120mg/ℓ（日間平均 60mg/ℓ）
燐含有量	16mg/ℓ（日間平均 8mg/ℓ）

備考 1.「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に属する排水水について適用する。

3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に属する排水水については適用しない。

4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に属する排水水については、当分の間、適用しない。

5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

●下水道法

1. 除害施設の設置等に関する条例の基準

(昭和34年4月22日 政令第147号 下水道法施行令第9条の1)

物質名		基準値
温度(℃)		45度以上であるもの
水素イオン濃度		水素指数 5以下又は 9以上であるもの
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	1Lにつき5mgを超えるもの
	動植物油脂類含有量	1Lにつき30mgを超えるもの
沃素消費量		1Lにつき220mg以上であるもの

2. 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

(昭和34年4月22日 政令第147号 下水道法施行令第9条の4)

物質名		基準値	
1	カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03 mg以下	
2	シアン化合物	1Lにつきシアン 1 mg以下	
3	有機燐化合物	1Lにつき 1 mg以下	
4	鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1 mg以下	
5	六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5 mg以下	
6	砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1 mg以下	
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005 mg以下	
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003 mg以下	
10	トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1 mg以下	
11	テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1 mg以下	
12	ジクロロメタン	1Lにつき 0.2 mg以下	
13	四塩化炭素	1Lにつき 0.02 mg以下	
14	1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04 mg以下	
15	1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1 mg以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4 mg以下	
17	1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3 mg以下	
18	1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06 mg以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02 mg以下	
20	チウラム	1Lにつき 0.06 mg以下	
21	シマジン	1Lにつき 0.03 mg以下	
22	チオベンカルブ	1Lにつき 0.2 mg以下	
23	ベンゼン	1Lにつき 0.1 mg以下	
24	セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1 mg以下	
25	ほう素及びその化合物	下水放流先が海域以外	1Lにつきほう素 10 mg以下
		下水放流先が海域	1Lにつきほう素 230 mg以下
26	ふっ素及びその化合物	下水放流先が海域以外	1Lにつきふっ素 8 mg以下
		下水放流先が海域	1Lにつきふっ素 15 mg以下
27	1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5 mg以下	
28	フェノール類	1Lにつき 5 mg以下	
29	銅及びその化合物	1Lにつき銅 3 mg以下	
30	亜鉛及びその化合物	1Lにつき亜鉛 2 mg以下	
31	鉄及びその化合物(溶解性)	1Lにつき鉄 10 mg以下	
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	1Lにつきマンガン 10 mg以下	
33	クロム及びその化合物	1Lにつきクロム 2 mg以下	
34	ダイオキシン類	1Lにつき 10 pg以下※	

※pg=ピコグラム、1兆分の1g、10億分の1mg

3. 除害施設の設置等に関する条例の基準

(昭和34年4月22日 政令第147号 下水道法施行令第9条の11)

○一般の場合(施行令第9条の11第1項)

物質名		基準値	
1	温度	45度未満	
2-1	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素 含有量	当該下水道放流水に水濁法の排水基準が定められている場合	1Lにつき 380 mg未満 排水基準の3.8倍 mg未満
		水素イオン濃度	水素指数 5を超え 9未満
2-3	生物化学的酸素要求量(BOD)	1Lにつき5日間に 600 mg未満	
2-4	浮遊物質質量	1Lにつき 600 mg未満	
3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	1Lにつき 5 mg未満
		動植物油脂類含有量	1Lにつき 30 mg未満
4	窒素含有量	当該下水道放流水に水濁法の排水基準が定められている場合	1Lにつき 240 mg未満 排水基準の2倍 mg未満
5	燐含有量	当該下水道放流水に水濁法の排水基準が定められている場合	1Lにつき 32 mg未満 排水基準の2倍 mg未満
6	前述の1. 2. 3. の各号に掲げた物質以外で条例により下水道の排水基準に定められたもの(BODと類似の項目及び大腸菌群数を除く)	当該排水基準に係る数値	

○製造業又はガス供給業の用に供する施設から、公共下水道又は流域下水道へ排除される汚水の合計量が、下水処理施設で処理される汚水の量の1/4以上あると認められる場合、又は下水処理施設へ到達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができない場合、その他やむを得ない理由がある場合(施行令第9条の11第2項)

物質名		基準値	
1	温度	40度未満	
2	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素 含有量	当該下水道放流水に水濁法の排水基準が定められている場合	1Lにつき 125 mg未満 排水基準の1.25倍 mg未満
		水素イオン濃度	水素指数 5.7を超え 8.7未満
4	生物化学的酸素要求量(BOD)	1Lにつき5日間に 300 mg未満	
5	浮遊物質質量	1Lにつき 300 mg未満	
6	窒素含有量	当該下水道放流水に水濁法の排水基準が定められている場合	1Lにつき 150 mg未満 排水基準の1.25倍 mg未満
7	燐含有量	当該下水道放流水に水濁法の排水基準が定められている場合	1Lにつき 20 mg未満 排水基準の1.25倍 mg未満

特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準は上記物質名から温度が除かれる。

■当社製品概要

●当社製品一覧

<生活排水処理>

告示区分 (構造基準)	構造方法			処理方式	当社製品名	材質	人槽範囲 (人)	水量範囲 (m ³ /日)	性能					
	第1号	2号	小・中規模						BOD	COD	T-N	T-P	SS	n-Hex
告示区分 (構造基準)	第6号	1号	小・中規模	分離接触ばっ気	AWC1-4M	RC	15 ~ 50	3.0 ~ 10.0	20	-	-	-	-	-
		2号	大規模	接触ばっ気(沈殿分離)	AWC6-2T	RC	51 ~ 500	2.55 ~ 200	20	-	-	-	-	-
				接触ばっ気(流量調整)	AWC6-2R	RC	101 ~	5.05 ~	20	-	-	-	-	-
	第7号	1号	大規模	長時間ばっ気	AWC6-4R	RC	101 ~	5.05 ~	20	-	-	-	-	-
		2号		凝集分離方式	AWC7-2	RC	51 ~	2.55 ~	10	-	-	-	-	
	第8号	1号	大規模	接触ばっ気・活性炭吸着方式	AWC8-1	RC	101 ~	5.05 ~	10	10	-	-	-	-
		2号		凝集分離・活性炭吸着方式	AWC8-2	RC	51 ~	2.55 ~	10	10	-	-	-	
	第9号	1号	大規模	硝化液循環活性汚泥方式	AWC9-1	RC	51 ~	10.0 ~	10	-	20	1	-	-
		2号		三次処理脱窒・脱磷方式	AWC9-2	RC	51 ~	2.55 ~	10	-	20	1	-	
	第10号	1号	大規模	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱磷方式	AWC10-1	RC	51 ~	10.0 ~	10	-	15	1	-	-
		2号		三次処理脱窒・脱磷方式	AWC10-2	RC	51 ~	2.55 ~	10	-	15	1	-	
第11号	1号	大規模	硝化液循環活性汚泥方式 三次処理脱窒・脱磷方式	AWC11-1	RC	51 ~	10.0 ~	10	-	10	1	-	-	
	2号		三次処理脱窒・脱磷方式	AWC11-2	RC	51 ~	2.55 ~	10	-	10	1	-		
大臣認定	小・中規模	大規模	担体流動ろ過循環方式	FKZ II	FRP	5,7,10	1.0,1.4,2.0	20	30	20	-	15	-	
			分離嫌気ろ床担体流動	FCD-X	FRP	14 ~ 50	2.8 ~ 10.0	20	30	20	-	20	-	
			担体流動循環方式	FCZ	FRP	12 ~ 50	2.4 ~ 10.0	20	30	20	-	15	-	
	大規模	大規模	汚泥界面制御型 回分式活性汚泥法	KB	RC	51 ~ 12000	2.55 ~ 960	10	15	15	1	10	-	
			膜分離活性汚泥法		RC	51 ~ 10000	10.2 ~ 2000	5	10	20	-	5	5	
			凝集剤添加型 膜分離活性汚泥法		RC	51 ~ 20000	10.2 ~ 4000	5	10	10	0.5	5	5	
			流量調整型担体流動 ・担体ろ過方式	MSC・MSR	RC	51 ~ 10000	2.55 ~ 2000	20	30	-	-	15	10	
			固液分離型流量調整付 担体流動生物ろ過循環方式	FCD-W	FRP	51 ~ 1500	10.2 ~ 140	20	-	-	-	20	-	
			流量調整担体流動 生物ろ過方式	FCD-I	FRP	51 ~ 500	2.55 ~ 100	20	30	-	-	20	-	
			担体流動ろ過循環方式	FTZ	FRP	51 ~ 2380	2.55 ~ 119	20	30	-	-	10	-	
			流量調整型担体流動 ろ過循環方式	FRZ	FRP	51 ~ 10000	2.55 ~ 1000	20	30	-	-	10	20	
			膜分離活性汚泥法 (BOD型)	FKM-B	FRP	51 ~ 4220	5.1 ~ 211	10	10	-	-	-	-	
			膜分離活性汚泥法 (高度処理型)	FKM-NP	FRP	51 ~ 4000	5.1 ~ 215	10	10	10	1	-	-	

上記以外に、材質が「RC」の浄化槽は現場打（AWR型）で対応可能。
中水道として再利用する場合には、告示第7～または膜処理型および回分型にて適応可

<三次処理等の処理技術>

- ◆接触酸化法 ◆玉石ろ過法 ◆凝集沈殿法 ◆凝集ろ過法 ◆砂ろ過法 活性炭吸着法 ◆オゾン処理法 ◆土壌処理法
- ◆加圧浮上法 ◆油分離法 ◆担体流動処理法等

<農業集落排水処理> I型～ XV型、OD型、膜分離活性汚泥法等

<漁業集落排水処理> <下水処理> <上水処理> <コミュニティープラント>

<産業排水処理>

- ◆食品排水 ◆含油排水 ◆水産加工排水 ◆ゴミ埋立処分場 ◆病院排水 ◆塗装排水 ◆実験排水 ◆畜産排水
- ◆メッキ排水 ◆と畜排水 ◆薬品排水 ◆染色排水等

<河川浄化> 直接浄化法、分離浄化法 <脱臭装置> 土壌脱臭、生物脱臭、活性炭脱臭、オゾン脱臭等 <コンポストシステム>

○小型合併処理浄化槽(FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FKZII型

処理方式：担体流動ろ過循環方式
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

処理対象人員：5人、7人、10人

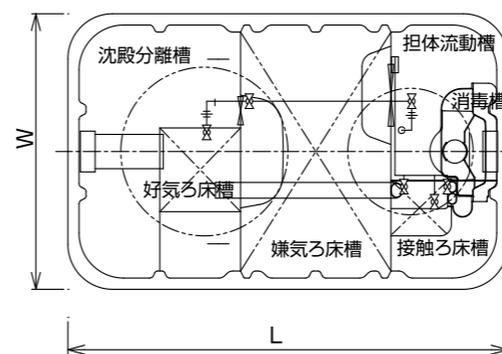
	BOD	COD	T-N	SS
日本建築センター性能評価値	20mg/L以下	30mg/L以下	20mg/L以下	15mg/L以下
国土交通大臣認定値	20mg/L以下	30mg/L以下	20mg/L以下	15mg/L以下

浄化槽法に 基づく 型式認定品	建築基準法に 基づく 型式適合認定品
-----------------------	--------------------------

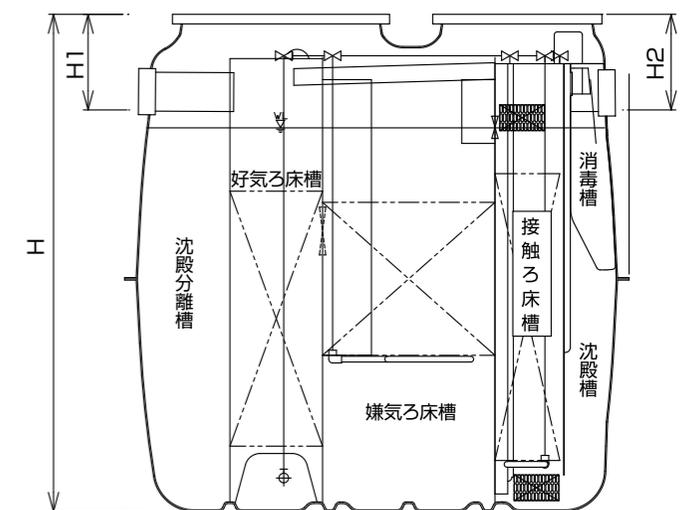
概略フローシート



平面図



断面図



仕様

型式	人槽 (人)	日平均 処理水量 (m ³ /日)	最大幅 W(mm)	最大長 L(mm)	本体深さ ※1 H(mm)	流入管底 ※1 H1(mm)	放流管底 ※1 H2(mm)	流入・放流 管径 φ(mm)	本体重量 ※2 (kg)	送風機能力(参考)	
										吐出風量 (L/分)	出力 (W)
FKZ II 5型	5	1.0	980	1,580	1,560	300	300	100	140	60	35/35
FKZ II 7型	7	1.4	980	2,120	1,560	300	300	100	180	80	48/48
FKZ II 10型	10	2.0	1,200	2,790	1,580	330	330	100	320	120	75/75

※1 マンホール天端からのサイズ

※2 本体重量は参考値です。

60Hz/50Hz

保守点検回数：1回以上/4ヶ月

清掃回数：12ヶ月に1回以上

○中型合併処理浄化槽(FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FCD-X型

処理方式：分離嫌気ろ床担体流動方式

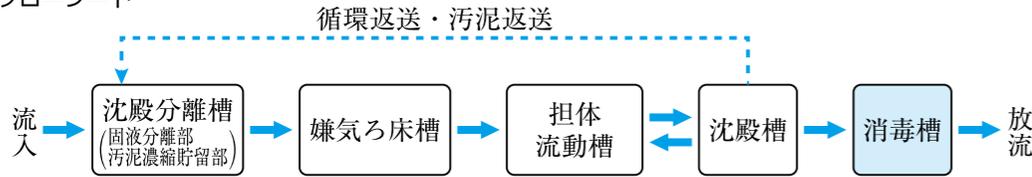
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

処理対象人員：14人、18人、20人、21人、25人、30人、35人、40人、45人、50人

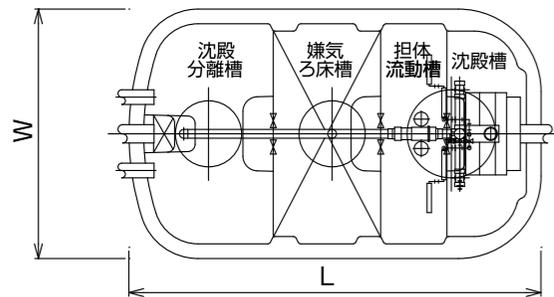
	BOD	COD	SS	T-N
日本建築センター性能評価値	20mg/L以下	30mg/L以下	20mg/L以下	20mg/L以下
国土交通大臣認定値	20mg/L以下	30mg/L以下	20mg/L以下	20mg/L以下

浄化槽法に基づく 型式認定品	建築基準法に基づく 型式適合認定品
-------------------	----------------------

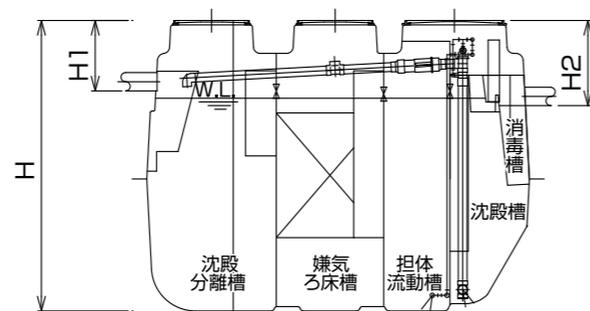
概略フローシート



平面図



断面図



仕様

型式	人槽 (人)	日平均 処理水量 (m³/日)	最大幅 W(mm)	最大長 L(mm)	本体深さ H(mm)	流入管底 H1(mm)	放流管底 H2(mm)	流入・放流 管径 φ(mm)	本体 重量 (kg)	送風機能力(参考)	
										吐出風量 (L/分)	出力 (W)
FCD-X14型	14	2.8	1,700	2,800	2,000	500	600	125	510	80	51
FCD-X18型	18	3.6	1,700	3,470	2,000	500	600	125	610	100	105
FCD-X20型	20	4.0	2,000	3,370	2,000	500	600	125	680	120	130
FCD-X21型	21	4.2	2,000	3,370	2,000	500	600	125	690	120	130
FCD-X25型	25	5.0	2,200	3,600	2,000	500	600	125	860	150	145/132
FCD-X30型	30	6.0	2,200	4,210	2,000	500	600	125	1,000	150	145/132
FCD-X35型	35	7.0	2,200	4,310	2,300	600	700	125	1,240	200	215/200
FCD-X40型	40	8.0	2,200	4,850	2,300	600	700	125	1,370	200	215/200
FCD-X45型	45	9.0	2,400	4,510	2,500	600	700	125	1,540	250	300/285
FCD-X50型	50	10.0	2,400	4,950	2,500	600	700	125	1,670	250	300/285

* 本体深さ、流入管底、放流管底は鋳鉄製マンホール(6t耐圧)仕様における寸法です。

FRP (BMC) 製マンホールの場合は20mm浅くなります。

* 本体重量は参考値です。

60Hz/50Hz

保守点検回数：20人槽以下、1回以上/4ヶ月、21～50人槽、1回以上/3ヶ月

清掃回数：12ヶ月に1回以上

○中型合併処理浄化槽(FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FCZ-12～50型

処理方式：担体流動循環方式

(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

処理対象人員：12人、14人、15人、16人、18人、20人、21人、25人、28人、30人、32人、35人、40人、42人、45人、50人

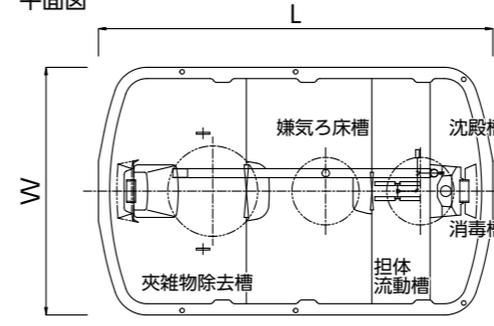
	BOD	COD	T-N	SS
日本建築センター性能評価値	20mg/L以下	30mg/L以下	20mg/L以下	15mg/L以下
国土交通大臣認定値	20mg/L以下	30mg/L以下	20mg/L以下	15mg/L以下

浄化槽法に基づく 型式認定品	建築基準法に基づく 型式適合認定品
-------------------	----------------------

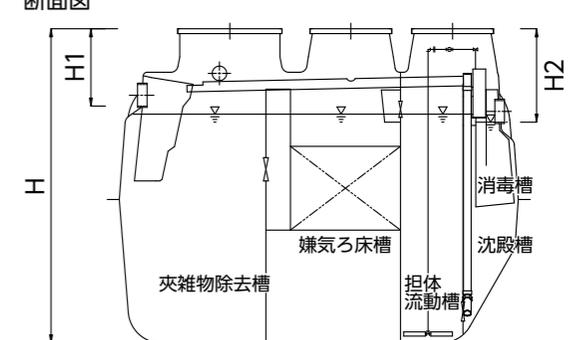
概略フローシート



平面図



断面図



仕様

型式	人槽	日平均 処理水量 (m³/日)	最大幅 W(mm)	最大長 L(mm)	本体深さ ※1 H(mm)	流入管底 ※1 H1(mm)	放流管底 ※1 H2(mm)	流入・放流 管径 φ(mm)	本体 重量 (kg)	送風機能力(参考)	
										吐出風量 (L/分)	出力 (W)
FCZ 12型	12	2.4	1650	2640	1950	480	580	125	360	100	71/74
FCZ 14型	14	2.8	1650	2640	1950	480	580	125	360	100	71/74
FCZ 15型	15	3.0	1870	3255	1950	480	580	125	510	150	115/125
FCZ 16型	16	3.2	1870	3255	1950	480	580	125	510	150	115/125
FCZ 18型	18	3.6	1870	3255	1950	480	580	125	510	150	115/125
FCZ 20型	20	4.0	1870	3255	1950	480	580	125	510	150	115/125
FCZ 21型	21	4.2	1870	3255	1950	480	580	125	510	150	115/125
FCZ 25型	25	5.0	2000	3190	2180	480	580	125	680	170	175/185
FCZ 28型	28	5.6	2000	3685	2180	480	580	125	780	200	175/185
FCZ 30型	30	6.0	2000	3685	2180	480	580	125	780	200	175/185
FCZ 32型	32	6.4	2000	3685	2180	480	580	125	840	240	225/250
FCZ 35型	35	7.0	2000	3685	2180	480	580	125	840	240	225/250
FCZ 40型	40	8.0	2000	4780	2180	480	580	125	920	270	230/250
FCZ 42型	42	8.4	2000	5275	2180	480	580	125	1000	300	230/250
FCZ 45型	45	9.0	2000	5275	2180	480	580	125	1000	300	230/250
FCZ 50型	50	10.0	2000	5760	2180	480	580	125	1080	340	280/310

※1 マンホール天端からのサイズ

※2 本体重量は参考値です。

60Hz/50Hz

保守点検回数：20人槽以下 1回以上/4ヶ月、21～50人槽 1回以上/3ヶ月

清掃回数：12ヶ月に1回以上

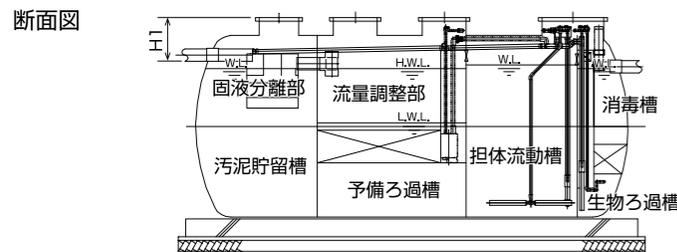
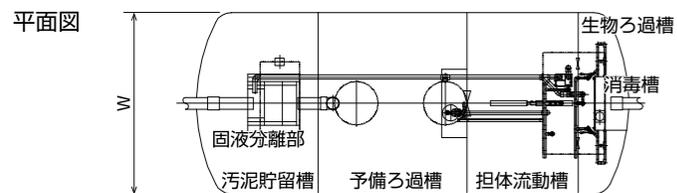
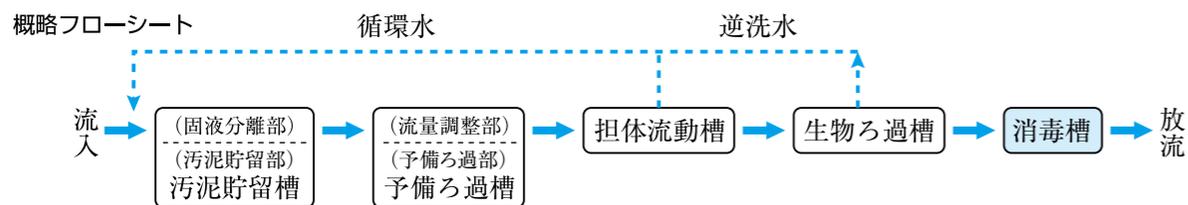
○大型合併処理浄化槽(FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FCD-W型

処理方式：固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

	BOD	SS	n-Hex
流入条件	50~600mg/L	250mg/L	25mg/L
処理性能 日本建築センター性能評価値	20mg/L以下	15mg/L以下	3mg/L以下
国土交通大臣認定値	20mg/L以下	20mg/L以下	-

浄化槽法に基づく型式認定品
建築基準法に基づく型式適合認定品



仕様

人槽 (人)	日平均 処理水量 (m ³ /日)	最大幅 W(mm)	本体深さ H(mm)	流入管底 H1(mm)
51 ~ 1,500	10.2 ~ 140	2,500	2,770 ~ 3,070	600 ~ 900

* 本体深さ、流入管底の最大値は嵩上げ(最大300mm)を付けた状態です。
* 流入管底は処理対象人員・汚水量により最大値に出来ない場合があります。
* 処理対象人員、流入汚水量、流入管底により、槽長さ、槽配置が異なります。また、建築用途によりし尿成分の多い場合があり、処理性能を満足できない場合がありますので、詳細に関しては弊社へお問い合わせ下さい。

保守点検回数：51~500人槽 4回以上/年間、501~1,500人槽 12回以上/年間
清掃回数：6ヶ月に1回以上

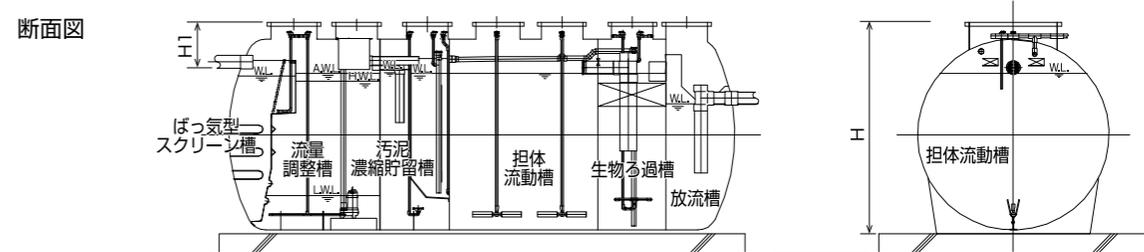
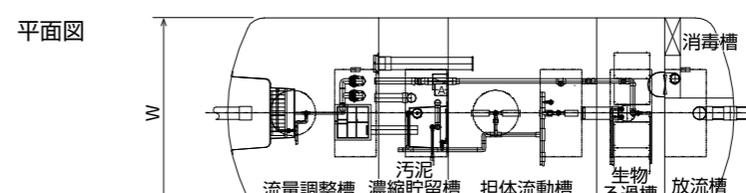
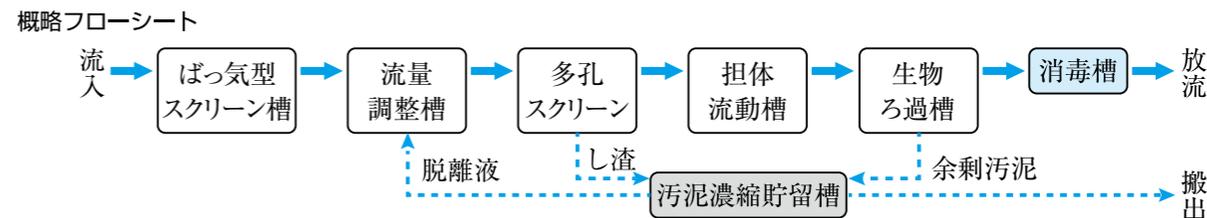
○大型合併処理浄化槽(FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FCD-I型

処理方式：流量調整担体流動生物ろ過方式
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

	BOD	COD	SS
流入条件	50~590mg/L	-	-
処理性能 日本建築センター性能評価値	15mg/L以下	30mg/L以下	15mg/L以下
国土交通大臣認定値	20mg/L以下	30mg/L以下	20mg/L以下

浄化槽法に基づく型式認定品
建築基準法に基づく型式適合認定品



仕様

人槽 (人)	日平均 処理水量 (m ³ /日)	最大幅 W(mm)	本体深さ H(mm)	流入管底 H1(mm)
51 ~ 500	2.55 ~ 100	2,500	2,770 ~ 3,070	600 ~ 1,600

* 本体深さ、流入管底の最大値は嵩上げ(最大300mm)を付けた状態です。
* 流入管底は処理対象人員・汚水量により最大値に出来ない場合があります。
* 処理対象人員、流入汚水量、流入管底により、槽長さ、槽配置が異なります。また、建築用途によりし尿成分の多い場合があり、処理性能を満足できない場合がありますので、詳細に関しては弊社へお問い合わせ下さい。

保守点検回数：1回以上/2週間
清掃回数：2週間(※1ヶ月)に1回以上

※標準は2週間の設計ですが、案件により1ヶ月の場合もありますので仕様書を確認ください。

○大型合併処理浄化槽 (FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FTZ型

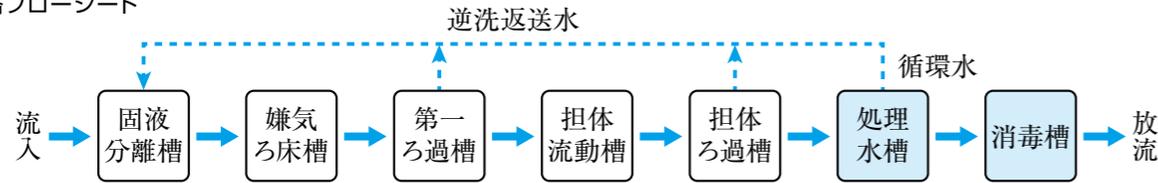
処理方式：担体流動ろ過循環方式
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

処理対象人員：51人～2380人

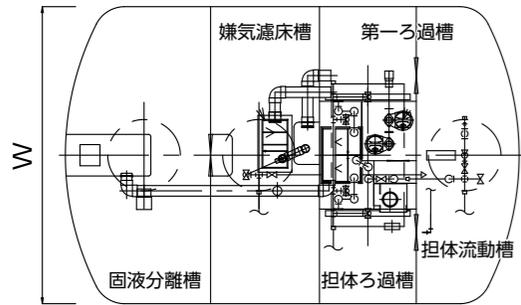
	BOD	COD	SS
日本建築センター性能評価値	20mg/L以下	30mg/L以下	10mg/L以下
国土交通大臣認定値	20mg/L以下	30mg/L以下	10mg/L以下

浄化槽法に基づく 型式認定品	建築基準法に基づく 型式適合認定品
-------------------	----------------------

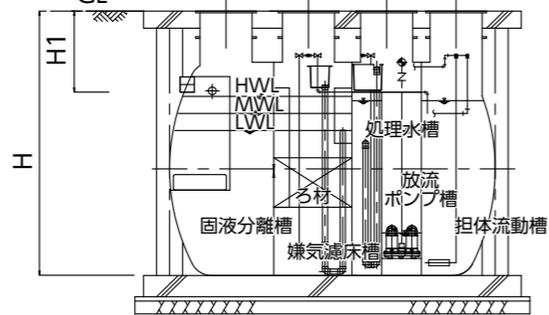
概略フローシート



平面図



断面図



人槽 (人)	日平均 処理水量 (m ³ /日)	最大幅 W(mm)	本体深さ※ H(mm)	流入管底※ H1(mm)
51~2380	2.55~119.0	2500	2800~3100	650~1200

- * 本体深さ・流入管底の最大値はかさ上げ(最大値300mm)をつけた状態です。
- * 流入管底は処理対象人員・汚水量により最大値にできない場合があります。
- * 処理対象人員、流入汚水量、流入管底により、槽長さ槽配置が異なります。
建築用途によりし尿成分が多い場合があります、処理性能を満足できない場合がありますので、詳細に関しましては弊社へお問合せください。

保守点検回数：1回以上/3ヶ月

清掃回数：6ヶ月に1回以上

○大型合併処理浄化槽 (FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FRZ型

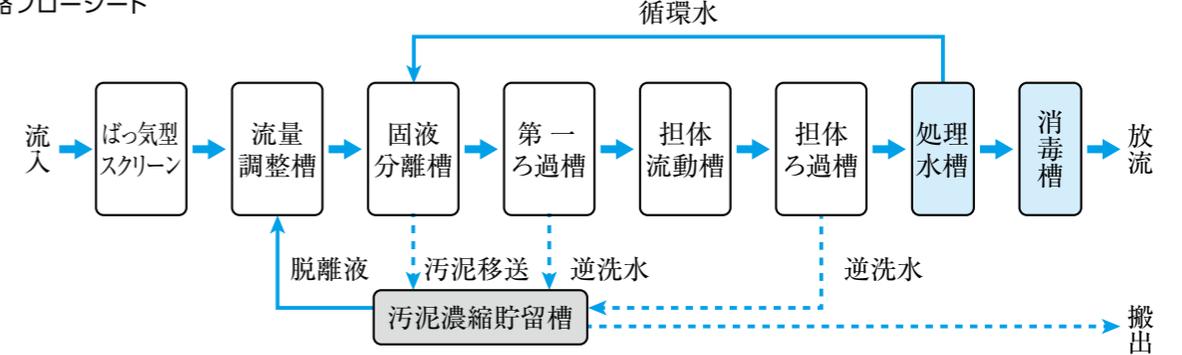
処理方式：流量調整型担体流動ろ過循環方式
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

処理対象人員：51人～10000人

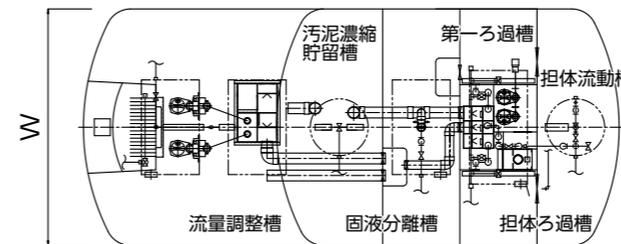
	BOD	COD	SS	pH	n-Hex	大腸菌群数
日本建築センター性能評価値	20mg/L以下	30mg/L以下	10mg/L以下	5.8~8.6	20mg/L以下	3000個/L以下
国土交通大臣認定値	20mg/L以下	30mg/L以下	10mg/L以下	5.8~8.6	20mg/L以下	3000個/L以下

浄化槽法に基づく 型式認定品	建築基準法に基づく 型式適合認定品
-------------------	----------------------

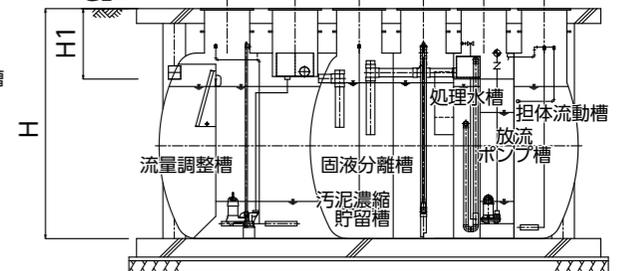
概略フローシート



平面図



断面図



仕様

人槽 (人)	日平均 処理水量 (m ³ /日)	最大幅 W(mm)	本体深さ※ H(mm)	流入管底※ H1(mm)
51~10000	2.55~1000	2500	2800	650~1700

- * 本体深さ・流入管底の最大値はかさ上げ(最大値300mm)をつけた状態です。
- * 流入管底は処理対象人員・汚水量により最大値にできない場合があります。
- * 処理対象人員、流入汚水量、流入管底により、槽長さ槽配置が異なります。
建築用途によりし尿成分が多い場合があります、処理性能を満足できない場合がありますので、詳細に関しましては弊社へお問合せください。

保守点検回数：1回以上/2週間

清掃回数：2週間(※1ヶ月)に1回以上

※標準は2週間の設計ですが、案件により1ヶ月の場合もありますので仕様書を確認ください。

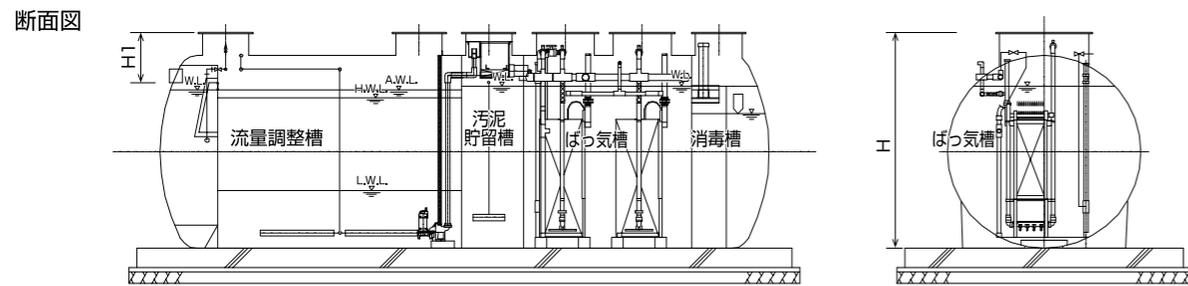
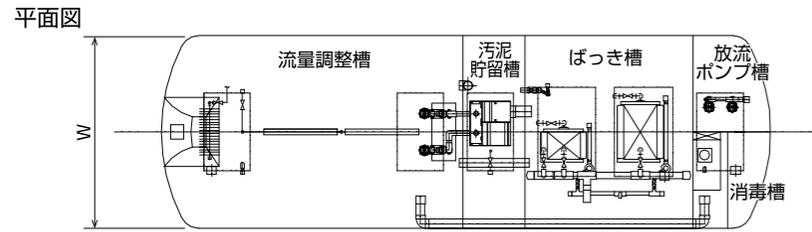
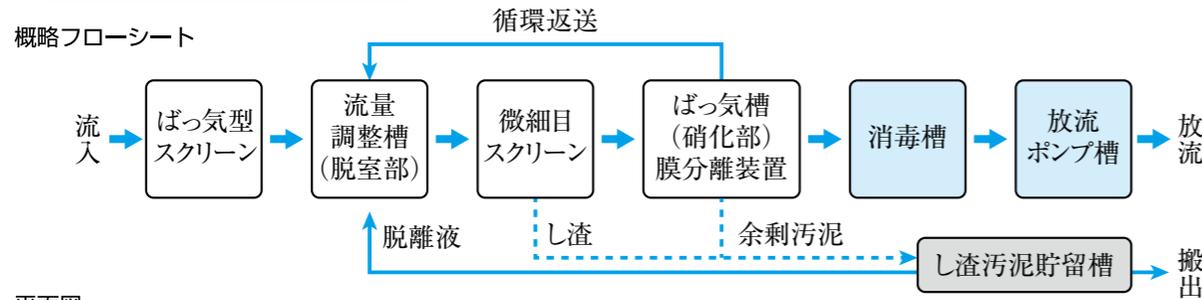
○大型合併処理浄化槽(FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FKM-B型

処理方式：膜分離活性汚泥方式
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

	BOD	COD
流入条件	50~450mg/L	100mg/L
処理性能 日本建築センター性能評価値	10mg/L以下	10mg/L以下
国土交通大臣認定値	10mg/L以下	10mg/L以下

浄化槽法に基づく型式認定品	建築基準法に基づく型式適合認定品
---------------	------------------



仕様

人槽 (人)	日平均処理水量 (m ³ /日)	最大幅 W (mm)	本体深さ H (mm)	流入管底 H1 (mm)
51 ~ 4,220	5.1 ~ 211	2,500	2,800 ~ 3,100	650 ~ 1,700

* 本体深さ、流入管底の最大値は嵩上げ(最大300mm)を付けた状態です。
 * 流入管底は処理対象人員・汚水量により最大値に出来ない場合があります。
 * 処理対象人員、流入汚水量、流入管底により、槽長さ、槽配置が異なります。また、建築用途によりし尿成分の多い場合があり、処理性能を満足できない場合がありますので、詳細に関しては弊社へお問い合わせ下さい。

保守点検回数：通常 1回以上/週間、遠隔監視有1回以上/2週間
 清掃回数：2週間(※1ヶ月)に1回以上

※標準は2週間の設計ですが、案件により1ヶ月の場合もありますので仕様書を確認ください。

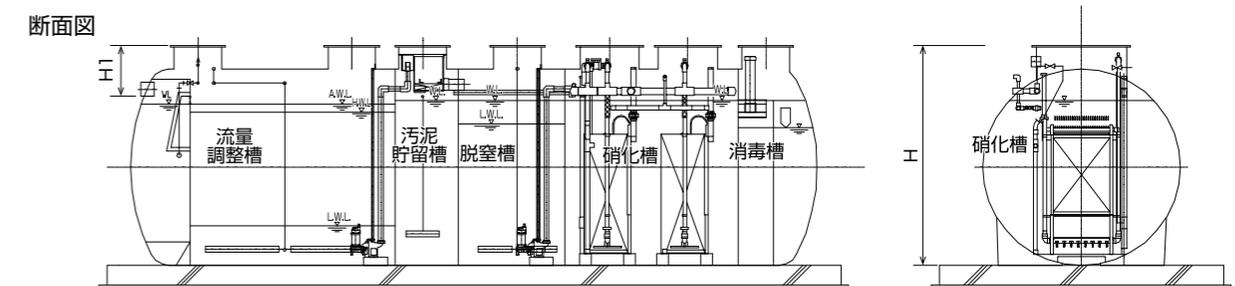
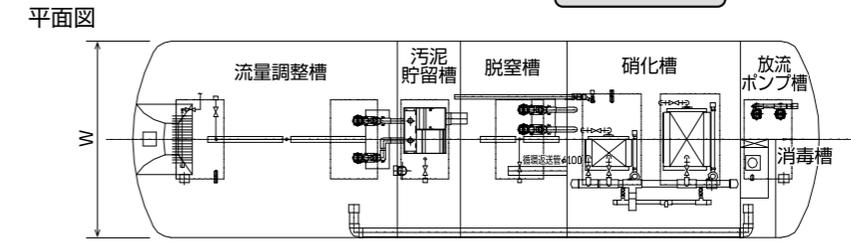
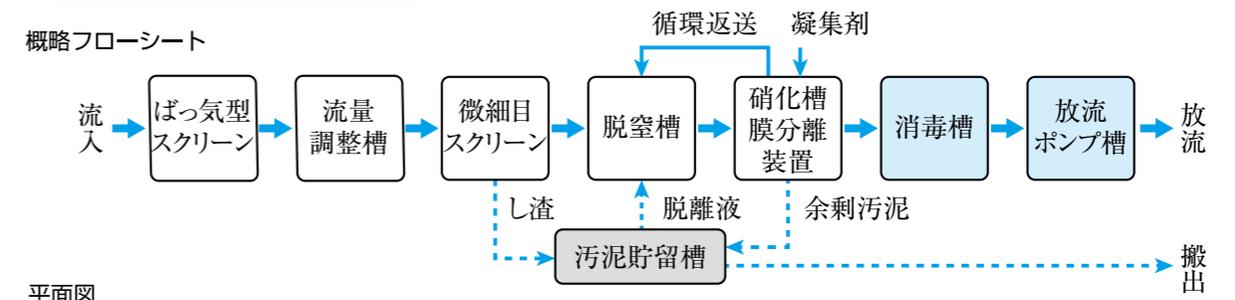
○大型合併処理浄化槽(FRP製)

型式名：フジヨシ浄化槽FKM-NP型

処理方式：膜分離活性汚泥方式
(建築基準法施行令第35条第1項の規定による)

	BOD	COD	T-N	T-P
流入条件	50~450mg/L	100mg/L	50~100mg/L	5mg/L
処理性能 日本建築センター性能評価値	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	1mg/L以下
国土交通大臣認定値	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	1mg/L以下

浄化槽法に基づく型式認定品	建築基準法に基づく型式適合認定品
---------------	------------------



仕様

人槽 (人)	日平均処理水量 (m ³ /日)	最大幅 W (mm)	本体深さ H (mm)	流入管底 H1 (mm)
51 ~ 4,000	5.1 ~ 215	2,500	2,800 ~ 3,100	650 ~ 1,700

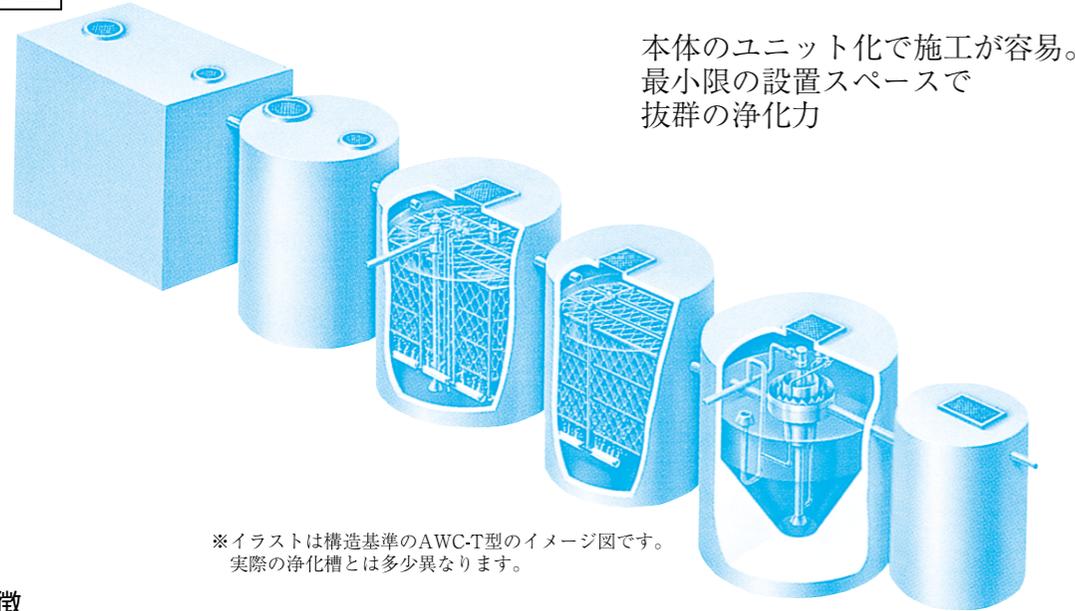
* 本体深さ、流入管底の最大値は嵩上げ(最大300mm)を付けた状態です。
 * 流入管底は処理対象人員・汚水量により最大値に出来ない場合があります。
 * 処理対象人員、流入汚水量、流入管底により、槽長さ、槽配置が異なります。また、建築用途によりし尿成分の多い場合があり、処理性能を満足できない場合がありますので、詳細に関しては弊社へお問い合わせ下さい。

保守点検回数：通常 1回以上/週間、遠隔監視有1回以上/2週間
 清掃回数：2週間(※1ヶ月)に1回以上

※標準は2週間の設計ですが、案件により1ヶ月の場合もありますので仕様書を確認ください。

○大型合併処理浄化槽

AWC型



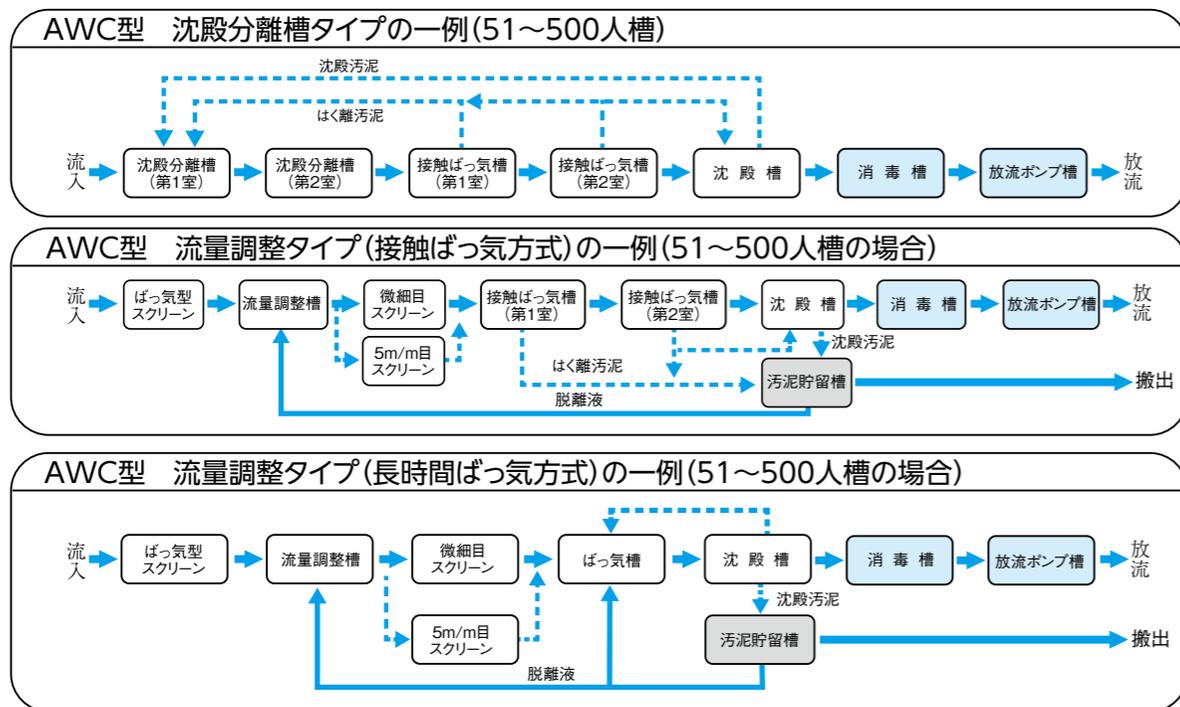
本体のユニット化で施工が容易。
最小限の設置スペースで
抜群の浄化力

※イラストは構造基準のAWC-T型のイメージ図です。
実際の浄化槽とは多少異なります。

●特徴

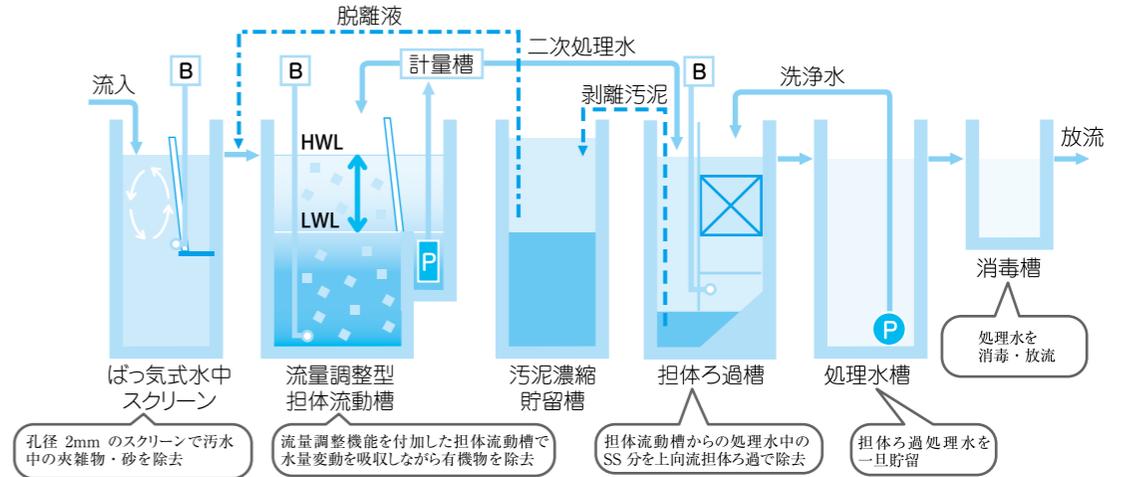
- 設計条件 人員を選ばず、どんな処理方式(構造基準型、MS・膜・KB型)でもOK！
- 工期 ユニット化による効率的施工で短期間
- 設置条件 設置場所を選ばず、どんな変則敷地でもOK！
- 防・耐水性 抜群で、地下水に対する心配もない
- 価格 ユニット化による量産でコストダウン
- 品質 工場生産管理による徹底した高品質管理
- 維持管理 簡単で容易
- 上部積載 強度が十分あるため、駐車場も可能

【構造基準型の例】



建築基準法施行令第35条第1項の規定による大臣認定浄化槽(コンクリート製)

流量調整型担体流動・担体ろ過方式 フジヨシMS型



【担体流動槽MS型51~10,000人槽】

MS型は、流量調整型担体流動・担体ろ過方式を採用しております。対象建物より排出される、生活排水(し尿+雑排水)を合わせて処理します。PC管製品(MSC型)、RC現場打設型(MSR型)等、現場の諸条件に合わせて選択でき、さらに、産業廃水処理型としての利用も可能とし、PC管製品(MSC-S型)、RC現場打設型(MSR-S型)を取り揃え、高性能な中規模合併処理浄化槽及び産業廃水処理システムとしました。

■処理方式の概要

流量調整型担体流動・担体ろ過方式は弊社独自開発の処理方式です。流量調整型担体流動槽では、汚水中のBODは散気装置によって流動担体と共にばっ気混合攪拌を受けながら担体中に高濃度に保持された微生物の働きにより生物酸化処理されます。本槽の大きな特徴として、流量調整部と移送装置を設けることで流量調整機能を持たせており、本槽単独で流入汚水の水量変動を吸収・緩和しながら生物処理を同時に効率的に行っています。その後、汚水は担体ろ過槽へ導かれ、充填されたろ過用担体により上向ろ過を受けてSSが除去され、続いて処理水槽を経て消毒槽で消毒され、放流水として排出されます。担体ろ過槽は、1日に2回、流入のない深夜時間帯に逆洗を行い、担体に付着したSSを洗い落として剥離汚泥として汚泥濃縮貯留槽へ送り、濃縮・貯留します。処理水槽の水はその工程で担体洗浄水として用いられます。

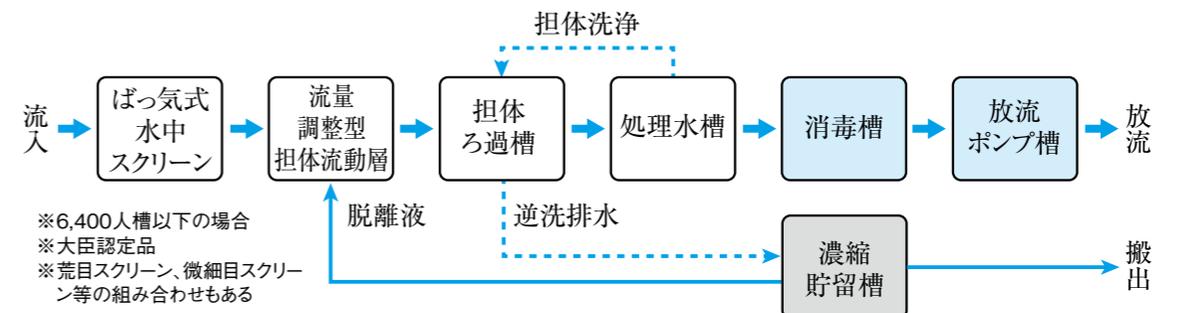
装置の概要

- 処理方式 : 流量調整型担体流動・担体ろ過方式 文書番号 : 国住指第2686号
- 処理対象人員 : 51 ~ 10,000人 認定番号 : DW3N-0076
- 日平均処理汚水量 : 2.55 ~ 2,000m³/日 認定年月日 : 平成18年3月13日
- 流入水質 : BOD 100 ~ 590mg/L

処理水質

水質項目	BOD	COD	SS	n-Hex抽出物	大腸菌群数	pH
フジヨシ MS型	20mg/L以下	30mg/L以下	15mg/L以下	10mg/L以下	3,000個/cm ³ 以下	5.8 ~ 8.6

フジヨシMS型フローシート(51~500人槽の場合) スクリーン設備をばっ気式中スクリーンとした場合の標準フロー



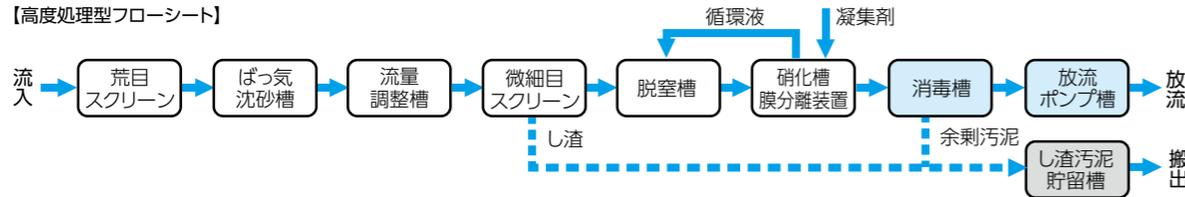
※6,400人槽以下の場合
※大臣認定品
※荒目スクリーン、微細目スクリーン等の組み合わせもある

建築基準法施行令第35条第1項の規定による大臣認定浄化槽(コンクリート製)
凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式「フジヨシ膜分離活性汚泥法」高度処理型/
51～20000人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能

「フジヨシ膜分離活性汚泥法」高度処理型合併処理浄化槽

装置の概要 処理方式：凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式 文書番号：国住指第1568号
処理性能：告示第8及び第11と同等以上 認定番号：DW3N-0087
処理対象人員：51～20,000人 認定年月日：平成18年11月21日
日平均処理汚水量：10.2～4,000m³/日 備考：スクリーン設備は構造基準型

【高度処理型フローシート】

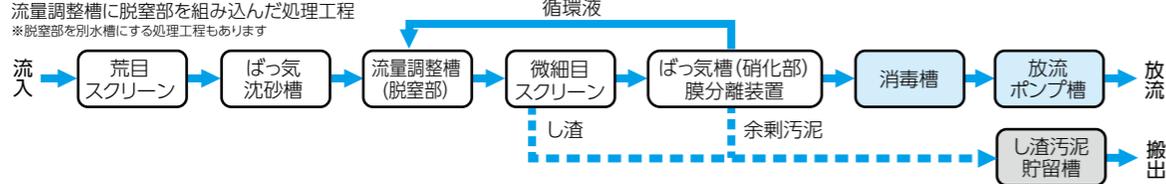


建築基準法施行令第35条第1項の規定による大臣認定浄化槽(コンクリート製)

「フジヨシ膜分離活性汚泥法」BOD型合併処理浄化槽

装置の概要 処理方式：膜分離活性汚泥方式 文書番号：国住指第3183号51～5,000人 国住指第3195号 5,001～10,000人
処理性能：告示第8と同等以上 認定番号：DW3N-8173 51～5,000人 DW3N-8185 5,001～10,000人
処理対象人員：51～10,000人 認定年月日：平成14年3月14日 認定年月日：平成14年3月14日
日平均処理汚水量：10.2～2,000m³/日

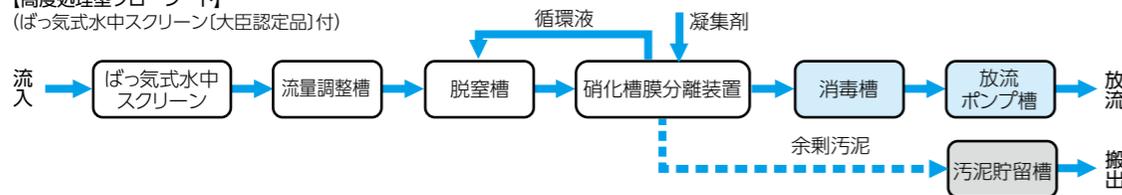
【BOD型フローシート】



(ばっ気式水中スクリーン(大臣認定品)付)

装置の概要 処理方式：凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式 文書番号：国住指第1697号
処理対象人員：51～20,000人 認定番号：DW3N-148
日平均処理汚水量：10.2～4,000m³/日 認定年月日：平成24年10月29日

【高度処理型フローシート】
(ばっ気式水中スクリーン(大臣認定品)付)



処理水質	水質項目	BOD	COD	SS	n-Hex抽出物	T-N	T-P	大腸菌群数	pH
BOD型		5mg/L以下	10mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	20mg/L以下	—	100個/cm ³ 以下	—
高度処理型		5mg/L以下	10mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	10mg/L以下	0.5mg/L以下	100個/cm ³ 以下	5.8～8.6

一般財団法人 日本建築センターによる審査結果性能評定値

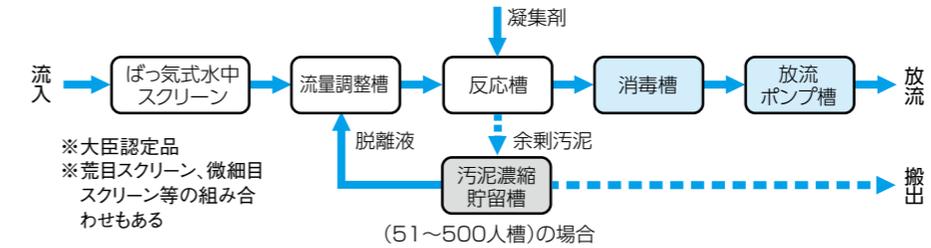
建築基準法施行令第35条第1項の規定による大臣認定浄化槽(コンクリート製)
汚泥界面制御型回分式活性汚泥法 フジヨシKB型

装置の概要 処理方式：回分式活性汚泥法 文書番号：国住指第3219号
処理性能：告示第10と同等以上かつ、SSが10mg/L以下 認定番号：DW3N-8209
処理対象人員：51～12,000人 認定年月日：平成14年3月14日
日平均処理汚水量：2.55～960.0m³/日

処理水質	水質項目	BOD	COD	SS	T-N	T-P
	フジヨシ KB型	10mg/L以下	15mg/L以下	10mg/L以下	15mg/L以下	1mg/L以下

一般財団法人 日本建築センターによる審査結果性能評定値

【フジヨシKB型フローシート】



○コンクリート製ポンプ槽

耐久性

強度も十分で耐久性に優れ、耐荷重 T-25 にも対応！

品質性

工場生産による徹底した高品質管理を実現！

効率性

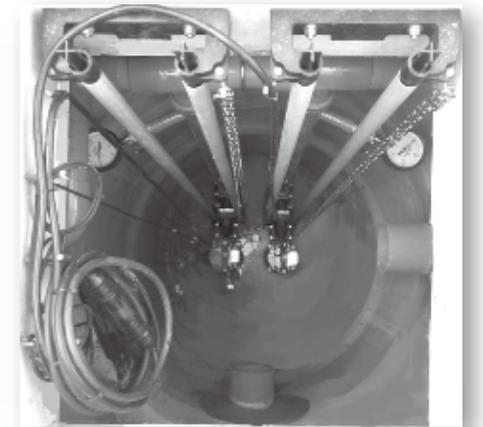
二次製品による躯体造で短期間施工！

●用途

学校・病院・工場・大型ショッピングセンターなどの
汚水や雑排水の原水槽や中継槽としてご活用頂けます。

●特徴

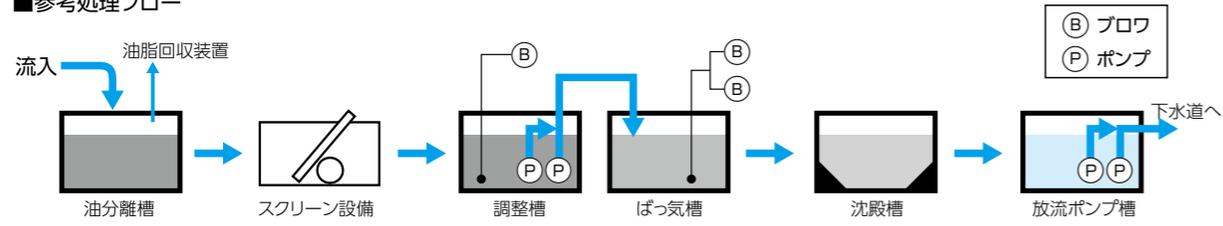
- ・状況に合わせた容量設計、仕様についてもオーダーメイドで対応可能です。
- ・下水道区域内の勾配が確保困難な場所での中継槽としての設置も可能です。
- ・ポンプ槽内の防食塗装で特殊排水にも対応できます。
- ・着脱装置付きでポンプの引き上げが地上より簡単にでき、衛生的です。



● 厨房排水除害施設

病院、ホテル、学校、レストランなどの厨房からの排水は、和食・洋食・中華など多くの種類があり、その排水は、BOD・SS成分が高濃度のうえ、動植物性油脂分を多く含んでいます。油分など汚濁の著しく高い厨房排水を下水道へ放流する場合は、下水道受け入れ水質の基準値を上回るため、「除害施設」の設置が必要となります。

■ 参考処理フロー



■ 除害施設の設置に関する条例の基準となる水質一覧

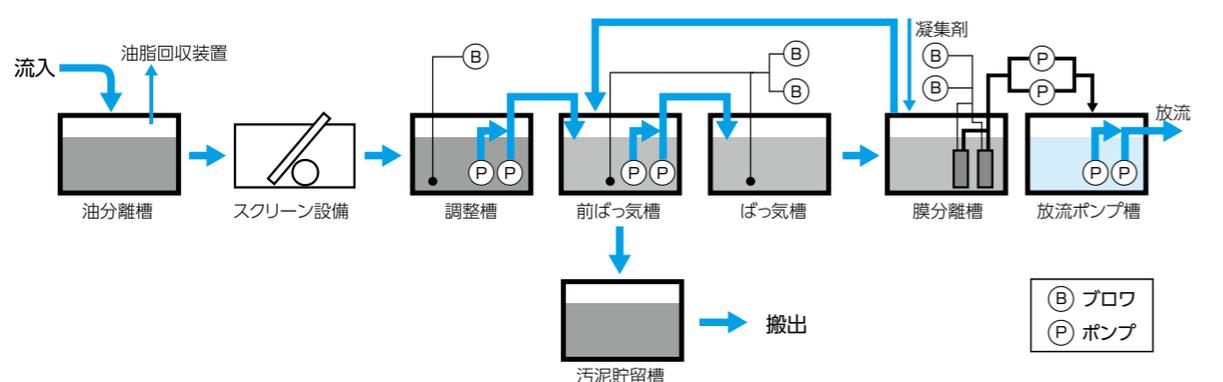
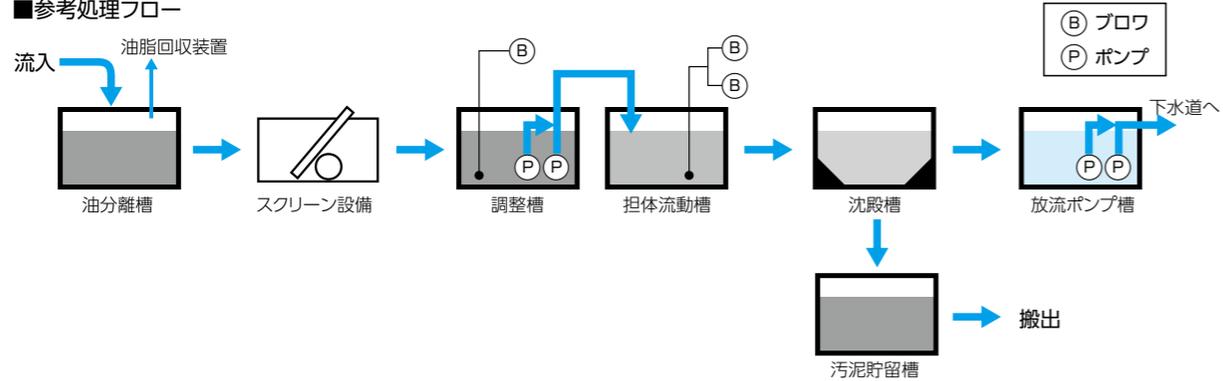
項目	下水道法施行令第9条の抜粋	
	一般の場合	工場排水が1/4以上を占める場合
1. 温度(℃)	45 以上	45 以上
2. pH(-)	5以下、9以上	5.7以下、8.7以上
3. BOD含有量(mg/L)	600 以上	300 以上
4. 浮遊物質含有量(mg/L)	600 以上	300 以上
5. ノルマルヘキサ抽出物質 イ) 鉱油含有量(mg/L) ロ) 動植物油脂含有量(mg/L)	5 以上 30 以上	5 以上 30 以上
6. ヨウ素消費量(mg/L)	220 以上	220 以上
7. フェノール類含有量(mg/L)	5 以上	5 以上

※各自治体に条例及び指導等があり、物件単位で計画時に基準値を確認する必要があります

● 産業排水処理施設

惣菜製造工場、菓子製造工場、飲料工場等の工場から排出される高濃度の有機物を含む排水に対し、排水の性状や排水量又、季節的な工程変動、経済性等を総合的に判断し、お客様の生産活動に合わせた排水処理施設計画・提案いたします。

■ 参考処理フロー



● 中水再利用施設

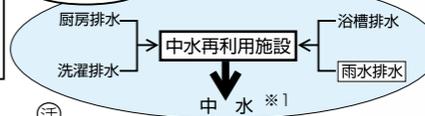
再利用に向けての水処理システム

近年、自然保護や公共投資の削減等により、新しい水源の開発は、非常に困難になってきています。しかしながら、生活環境・産業構造等の変化による「経済発展」により、水の需要は確実に増えています。

大切な水を無駄なく有効的に利用するために、都市ビル等からの雑排水を「中水」として再生利用する中水再利用施設が、今注目されています。

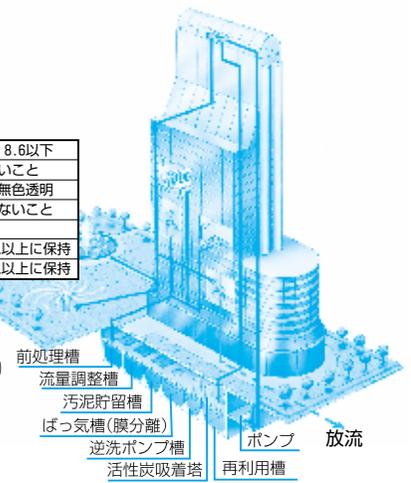
・中水をトイレ洗浄水、冷却水、散水に利用することにより、上水の使用量を削減できます。
・排水量及び汚濁負荷の減少により下水道の負担が軽減され、公共用水域の環境保全になります。

施設概要



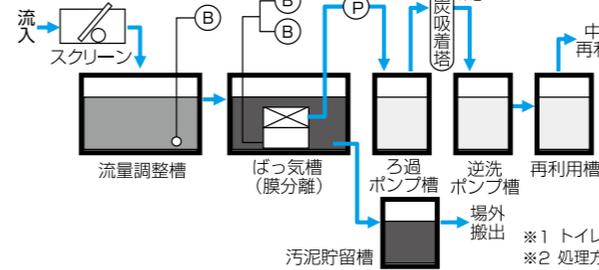
■ 中水水質基準

D	H	5.8以上	8.6以下
臭	気	異常でないこと	
外	観	ほとんど無色透明	
大	腸	検出されないこと	
濁	度	2度以下	
遊	離	0.1mg/L以上に保持	
結	合	0.4mg/L以上に保持	



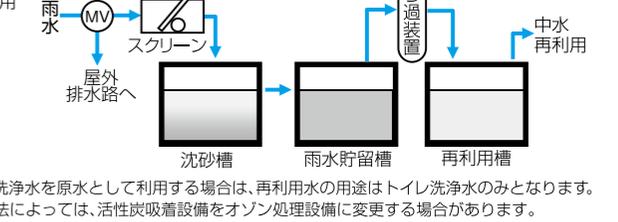
■ 厨房排水・浴槽排水・洗濯排水

【参考処理フロー】



■ 雨水排水

【参考処理フロー】



※1 トイレ洗浄水を原水として利用する場合は、再利用水の用途はトイレ洗浄水のみとなります。
※2 処理方法によっては、活性炭吸着設備をオゾン処理設備に変更する場合があります。

● 医療系排水処理

医療現場から発生する排水は、原則として浄化槽へ流入させることはできません。

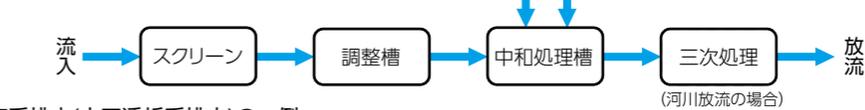
排水の種類には、臨床検査部門からの排水、人工透析部門からの排水、感染症治療部門からの排水などがあり、排水の特性は各々異なるため、それぞれの部門に適した水処理システムが必要になります。



■ 医療系排水(検査系排水)の一例

臨床検査部門からの排水には、試薬や医療器具洗浄排水として、さまざまな薬品が流されるため、酸・アルカリ性の強い排水が多くなります。処理は主にpHの中和処理となります。汚濁物質も多いため、河川放流の場合には後段で三次処理も行います。

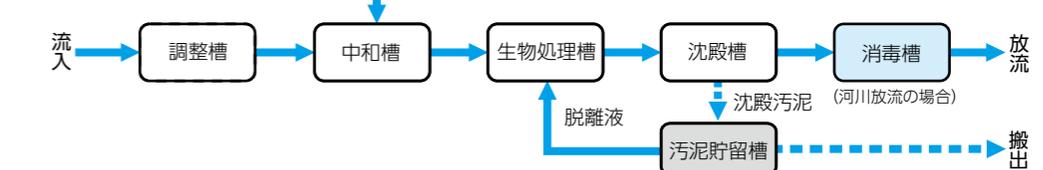
【参考処理フロー】



■ 医療系排水(人工透析系排水)の一例

透析排水中には、タンパク質代謝産物である尿素・尿酸・クロアチニン・カリウム・燐及び、透析液に含まれている酢酸・ブドウ糖などの有機物が多量に含まれています。これらは高濃度のBOD・COD源となるため、直接河川へ放流されれば著しく水質が汚染され、また直接下水へ放流されれば、下水道基準を大幅に超える恐れがあります。また、器具洗浄には酸・アルカリ、消毒剤が使われるため、中和も必要となります。処理は主にpH調整、消毒剤の中和、生物処理が行われます。

【参考処理フロー】



■ 医療系排水(感染系排水)の一例

血液や体液などの試験・検査では、非常に感染リスクの高い排水が排出されます。感染の恐れがあるものは消毒処理、感染症に関わるものは滅菌処理を行います。汚濁負荷が高い場合があるため河川放流の場合には後段で三次処理も行います。

【参考処理フロー】

